

○北海道における米軍機に係る事件・事故等の状況（過去10年間）

資料提供：北海道

No.	年度	事故日	場所	区分	内 容	要 請				報道
						種別	要請年月日	要 請 先	要 請 者	
1	9	H9.11.4	浦河・三石	日米	日米共同訓練の低空飛行に伴う軽種馬などの被害	口頭	H9.11.12	北部方面隊監理部長・米空軍三沢基地 報道部長・札防局施設部長	北海道	○
2		H9.11.20	北檜山町	日米	日米共同訓練の低空飛行に伴う窓ガラス破損被害	口頭	H9.12.11	札防局施設部長	北海道	○
3	11	H11.9.15	上ノ国町	米軍	上ノ国町大崎小学校訓練標的	口頭	H11.9.20	防衛施設庁次長	北海道	○
						文書	H11.10.15	外務大臣・防衛庁長官・防衛施設庁長官	涉外知事会	
4	12	H12.11.13	松前沖	米軍	三沢基地所属機墜落事故	文書	H12.11.14	外務大臣・防衛施設庁長官・札防局長	北海道	○
							H12.11.15	三沢司令官		
5		H13.5.16	八雲町	米軍	米軍機の低空飛行に伴う工場窓ガラス1枚破損事故	口頭	H13.6.14	日米地位協定室・札防施設局・ 三沢米軍基地	北海道	
6	13	H13.7.27	上ノ国町	米軍	米軍機の低空飛行に伴う住宅窓ガラス・鏡破損事故	口頭	H13.8.1	日米地位協定室・札防施設局・ 三沢米軍基地	北海道	○
7		H14.1.16	森町	米軍	米軍機の低空飛行に伴うホテル窓ガラス1枚破損事故	口頭	H14.2.7	日米地位協定室・札防施設局・ 三沢米軍基地	北海道	
8	14	H14.6.5	洞爺村	米軍	米軍機の低空飛行に伴い軽種馬の暴走負傷被害	口頭	H14.6.13	日米地位協定室・札防施設局・ 三沢米軍基地	北海道	
9		H15.2.13	江差町	米軍	米軍機の低空飛行に伴い住宅玄関ガラス1枚破損事故	口頭	H15.2.24	日米地位協定室・札防施設局・ 三沢米軍基地	北海道	
10	16	H16.8.11	函館空港	米軍	三沢基地所属F16戦闘機の緊急着陸 (燃料タンクの切替不具合) 事故性無			事故性がないため、対応なし		
11	17	H17.9.9	江差町	米軍	米軍機の低空飛行に伴う住宅窓ガラス乳児負傷事故	口頭	H17.9.20	日米地位協定室・札防施設局・ 三沢米軍基地	北海道	※
12	18	H18.11.17	函館空港	米軍	三沢基地所属F16戦闘機の緊急着陸(操縦席の白煙) 事故性無	口頭	H18.11.20	札防施設局・三沢米軍基地	北海道	○

注意：要請者の渉外知事会は知事名で提出。

※ 平成17年度当時は報道発表なし。18年12月5日に北海道新聞より報道発表される。

○千歳周辺における自衛隊機等事故の状況（過去10年間）

No.	年度	事故日	場 所	区分	内 容	要 請				報道
						種別	要請年月日	要 請 先	要 請 者	
1	10	H10.10.9	三沢沖	自衛隊	千歳基地での航空総隊総合演習後、三沢基地に帰投中 墜落(F-4EJ改) 乗員2名死亡	文書	不詳	航空自衛隊千歳基地司令	千歳市	○
2	13	H13.6.25	北広島市	自衛隊	F-4EJ改が機関砲を誤発射し、民間施設に被害	口頭	H13.9.4	航空自衛隊千歳基地司令	苫小牧市	○
3	17	H17.9.6	千歳飛行場 北西約185km	自衛隊	北海道北西海上の訓練空域内において訓練中F15 2機が空中接触	文書	H17.9.7	航空自衛隊千歳基地司令	苫小牧市	○

○事故対策に係る6基地の協定書内容及び連絡会議等調べ

総合開発特別委員会 資料 2

	千歳基地 (北海道)	ひゃくり基 地 (茨城県)	つい築基 地 (福岡県)	にゅうたはる基 地 (宮崎県)	三沢基 地 (青森県)	こまつ基 地 (石川県)
協定年月日	平成19年1月26日	平成19年1月17日	平成19年2月26日	平成19年4月16日	既に、日米共同使用ため、協定締結はしていない。	昭和57年当時の協定書引き続き尊重。 (当初協定は昭和50年締結)
協定者	苫小牧市 千歳市 (それぞれ締結)	小美玉市 邑楽市 行方市	行橋市 築上町 みやこ町	新富町 西都原町 みやながわ木町	新富町 西都原町 みやながわ木町	—
事件・事故に係る協定内容	<p>3 市民の安全・安心対策について</p> <p>(1) 国は、共同訓練中における事件及び事故に適切に対処するため、関係機関との間で所要の連絡体制を整備するとともに、安全対策等に努めることとする。</p> <p>(2) 国は、共同訓練時の事故及び米軍人等の事件が発生した時は、速やかに関係機関に対し、事実を詳細に通知するとともに、国が責任を持って対応する。</p> <p>(3) 国は、周辺住民の不安を解消するため、札幌防衛施設局職員を現地(千歳市)に派遣し、共同訓練期間中における行政機関への連絡や周辺住民への対応などに万全を期す。</p>	<p>2 安全対策</p> <p>(1) 国は、共同訓練中における事件及び事故に適切に対処するため、関係機関との間で所要の連絡体制を整備するとともに、安全対策等に努めることとする。</p> <p>なお、万が一、事件及び事故が発生した場合には、速やかに関係機関に対し通知するとともに、適切に対処する。</p> <p>(2) 国は、周辺住民の不安を解消するため、局職員を現地に派遣し、共同訓練期間中ににおける行政機関への連絡や周辺住民への対応などに万全を期す。</p>	<p>4 安全対策</p> <p>(1) 国は、共同訓練中における事件及び事故等の事態が発生しないように、適切に対処するため、関係機関との間で所要の連絡体制を整備するとともに、安全対策等に努めることとする。</p> <p>なお、万が一、事件及び事故が発生した場合には、速やかに関係機関に対し通知するとともに、適切に対処する。</p> <p>(2) 国は、周辺住民の不安を解消するため、局職員を現地に派遣し、共同訓練実施期間中ににおける行政機関への連絡や周辺住民への対応などに万全を期す。</p>	<p>2 安全対策</p> <p>(1) 国は、共同訓練中における事件及び事故等の事態が発生しないように、適切に対処するため、関係機関との間で所要の連絡体制を整備するとともに、安全対策等に努めることとする。</p> <p>なお、万が一、事件及び事故が発生した場合には、速やかに関係機関に対し通知するとともに、適切に対処する。</p> <p>(2) 国は、周辺住民の不安を解消するため、局職員を現地に派遣し、共同訓練実施期間中ににおける行政機関への連絡や周辺住民への対応などに万全を期す。</p>	<p>1 安全対策</p> <p>1. 努めて市街地上空を飛ばないよう飛行経路を選定する。</p> <p>2. 要撃戦技訓練は、海上で実施する。</p> <p>3. 飛行中、重大な故障が発生した場合は地上被害を避けるため、海上に離脱する等の最善の措置を講ずる。</p> <p>4. ターゲット、ドロップタンク等各種装備品は、その装着を厳重に点検する。</p> <p>5. 落雷を予知するための観測及び研究の充実を図る。</p>	
連絡会議	<p>「千歳基地に係る米軍航空事故等連絡会議」H19.1.29設立</p> <p>構成：・札幌防衛施設局・北海道・道警・苫小牧市・千歳市・関係自治体消防・海上保安庁・2空団・陸自総監部</p>	<p>組織されていない。</p> <p>連絡体制については警察と協議中。</p>	<p>組織されていない。</p>	<p>「新田原基地周辺地域におけるアメリカ合衆国軍隊の航空機等事故連絡協議会」S55年設立</p> <p>構成：2市3町・宮崎県・福岡防衛施設局・熊本支局・空自新田原基地</p>	<p>組織されていない。</p>	<p>組織されていない。</p>

「在日米軍再編に伴う米軍機訓練移転」に関する主な経過

※ 総合開発特別委員会（平成19年7月24日）以降の経過

7月31日(火)

- 訓練移転に係る千歳基地における現地調査の地元通知。

8月15日(木)

- 「駐留軍の再編の円滑な実施に関する特別措置法」施行令が閣議決定。

8月28日(木)

- 米軍再編に係る嘉手納飛行場から新田原基地への訓練移転（共同訓練）に関する訓練計画概要の地元通知。

8月29日(木)

- 「駐留軍の再編の円滑な実施に関する特別措置法」及び関係政省令が施行

9月1日(金)

- 札幌防衛施設局から北海道防衛局へ移行（参考資料添付）

9月3日(月)～15日(水)

- 新田原基地の訓練移転状況を苫小牧市単独で観察。

平成19年7月31日

札幌防衛施設局

訓練移転に係る千歳基地における現地調査について

1 調査期日： 平成19年8月6日（月）～平成19年8月10日（金）
(移動日を含む。)

2 調査場所： 千歳基地

3 目的： 訓練移転を円滑に実施するため、訓練移転の対象となつ
ている航空自衛隊千歳基地において、日米共同で現有施
設の現況調査等を実施するもの。

4 米軍人員： 約30名（米軍人は千歳基地内に宿泊の予定。）

以上

米軍再編に係る嘉手納飛行場から新田原基地への訓練移転(共同訓練)
に関する訓練計画概要の地元通知について

平成19年8月28日
防衛施設庁

米軍再編に係る嘉手納飛行場から新田原基地への訓練移転(共同訓練)に関する訓練計画概要について、福岡防衛施設局が、本日16時40分に新富町役場において、新田原基地関係市町村(新富町、西都市、宮崎市、高鍋町、木城町)に対し通知することとしておりますので、お知らせします。

○期　　日：平成19年9月3日(月)～5日(水)

○参加部隊：[米軍]

第18航空団(嘉手納)

[航空自衛隊]

第5航空団、西部航空警戒管制団

○使用基地：新田原基地

○演習項目：戦闘機戦闘訓練等

○使用訓練空域：九州西方空域、四国沖空域

○参加規模：タイプI 規模訓練

[米軍]

F-15×2機程度、人員約20名(嘉手納)

※人員、器材等輸送のため輸送機が飛来予定

[航空自衛隊]

F-4×2機程度

【連絡先】

防衛施設庁施設部施設企画課

木村企画官、坪倉補佐

TEL 03-5228-9212

新田原基地日米共同訓練現地調査結果について(概要)

【調査日 平成19年9月4日(火)・5日(水)】

1 訓練概要

- (1) 訓練時期 平成19年9月3日(月)～5日(水)
- (2) 訓練形態 タイプ1
- (3) 参加部隊 [米軍]第18航空団(嘉手納基地)
[自衛隊]第5航空団(新田原基地)、西部航空警戒管制団(福岡県春日基地)
- (4) 演練項目 戰闘機戦闘訓練
- (5) 訓練空域 九州西方空域、四国沖空域
- (6) 参加規模 [米軍]F15×2機程度、人員14名(嘉手納基地)
[自衛隊]F4×2機程度

2 調査結果

	福岡防衛施設局	新富町	西都市
日 協定共 に同 つ訓 い練 てに 係る	平成19年4月16日福岡防衛施設局と基地周辺の2市3町(新富町、西都市、宮崎市、高鍋町、木城町)との間で「米軍再編に係る新田原基地への訓練移転に関する協定書」を締結	・左記に同じ	・左記に同じ
住 民 周 知 に つ い て	・事前通知 8月21日 ・正式通知 8月28日	・8月21日に9月上旬に訓練を計画していると電話連絡有り ・8月23日に全員協議会を開催 ・8月27日「米軍の新田原基地使用対策特別委員会」を開催 ・8月29日町内62の区長に文書送付 ・町のホームページに掲載	・8月21日に9月上旬訓練を計画していると電話連絡有り ・28日以降、区長会を通じて回覧により周知 ・市のホームページに掲載 ・議会には別委員会・全員協議会で説明、訓練の視察を決定する
米 に兵 のい 行 て動 把握	・3日に新富町で親善パーティが開催され基地関係者も出席。 ・3日・4日米兵に同行し、行動を把握した。 ・事件やトラブルは、なかった。	・役場内に連絡本部設置 ・基地対策課長が携帯電話にて24時間対応 ・3日に町内で親善パーティが開催され町職員、西都市職員も参加。 ・3日・4日米兵に同行し、行動を把握した。 ・事件やトラブルは、なかった。	・役所内に連絡体制を整備 ・総合政策課長が携帯電話にて24H対応 ・3日に新富町の親善パーティに参加。 ・3日・4日米兵に同行し、行動を把握した。 ・事件やトラブルは、なかった
騒 音 に つ い て	・固定測定局4ヶ所で測定 ・臨時測定12ヶ所(新富町・西都市5ヶ所、宮崎市・高鍋町1ヶ所) ・測定結果は地元自治体に報告	・町の固定局2ヶ所、防衛2ヶ所 ・局の臨時測定局、町内に5ヶ所 ・町の臨時測定局、2ヶ所設置 ・町及び局のデータは公表予定(局にも確認済み)	・市の固定局はなし、防衛2ヶ所 ・局の臨時測定局、市内に5ヶ所 ・市の臨時測定局1ヶ所 ・市及び局のデータは公表

再編交付金の概要説明について

1. 交付対象市町村の指定について

- ・ 千歳飛行場は苫小牧市・千歳市が指定の候補（資料7-2のP7参照）
- ・ 再編の円滑かつ確実な実施に資すると認める場合に、防衛大臣が、関係行政機関の長と協議の上、指定する。

2. 交付の基本的な仕組みについて

- ・ 防衛施設の面積の変化、施設整備の内容、航空機等の数の変化、人員数の変化等を算定基礎
- ・ 再編の進捗状況に応じて交付額を遞増し、経過した期間に応じ交付額を減額。
- ・ 進捗に支障を生じる場合には、交付額を減額、また零とすることができる。

3. 交付額の算定の考え方について

- ・ 再編に伴う負担の増加と減少を、以下の項目ごとに点数を付けて、加点と減点の合計で市町村ごとの負担の点数を計算する。（資料7-2のP8～P9参照）
 - ⑤の「訓練のための防衛施設の使用の態様の変化」が千歳基地該当。
- ・ 再編事業の進捗の段階に応じた進捗率を設定。
 - ①の「再編の受け入れ：10%」が千歳基地該当
 - ④の「再編の実施：100%」が平成20年度より千歳基地該当
- ・ 交付額を段階的に減額させ、交付終了時点で上限額に対して50%となるようにする。
- ・ 負担の点数に進捗率を加味し、年度ごとの予算の範囲内で交付。
- ・ 市町村按分点数は装備訓練按分点数（資料7-2のP10）の基礎点及び調整点の合計となる。

○ 千歳基地における点数計算

○装備訓練点数（資料7-2のP9）

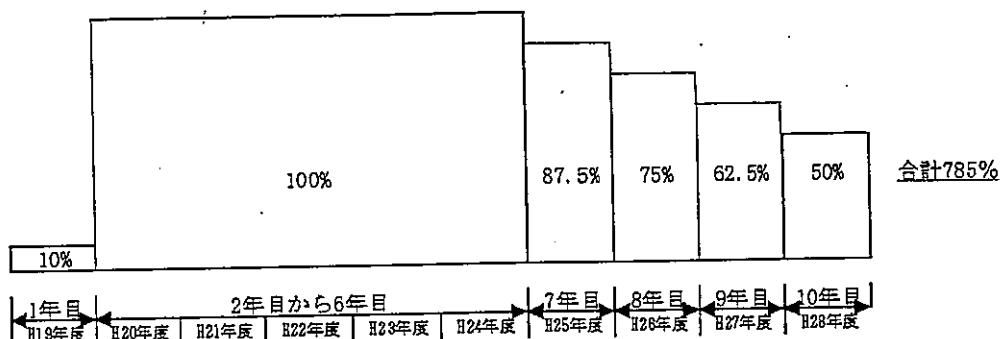
$$\begin{aligned}
 &= \{ (\text{装備点数}) + (\text{訓練等点数}) \} \times \{ 1 + (\text{防衛施設が所在する市町村数} - 1) \times 1/5 + A \} \\
 &= (0 + 1.5) \times \{ 1 + (2-1) \times 1/5 + 0 \} \\
 &= 1.5 \times 1.2 = \boxed{1.8}
 \end{aligned}$$

※ ・訓練上限日数修正なし A=0

○装備訓練按分点数（資料7-2のP10）

- ・詳細は9月下旬から10月上旬。

○ 千歳基地における進捗の段階に応じた交付割合



4. 交付に当たっての留意事項について

- ・ 二年以上継続のソフト事業は基金制度が可能。
- ・ 助成対象事業地域は、再編により影響を受ける住民の生活の安定に資するよう適切に配慮された地域とする。
- ・ 毎年度経常的に行っている事業は、再編交付金を充てることはできない。

5. 助成対象事業について

- ・ 施設整備とソフト事業の双方を念頭に幅広く規定。
- ・ 具体例参考資料P 5 を参照。

6. 今後の予定等

- ・ 平成 19 年 8 月 29 日
「駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法」及び関係性省令の施行
- ・ 速やかに、再編関連特定周辺市町村を防衛大臣が指定
- ・ 苫小牧市と千歳市の按分点数及び負担 1 点当たりの基準額の内示（9 月下旬から 10 月上旬）

再編交付金の概要について

平成19年8月

1 再編交付金の交付対象市町村の指定について

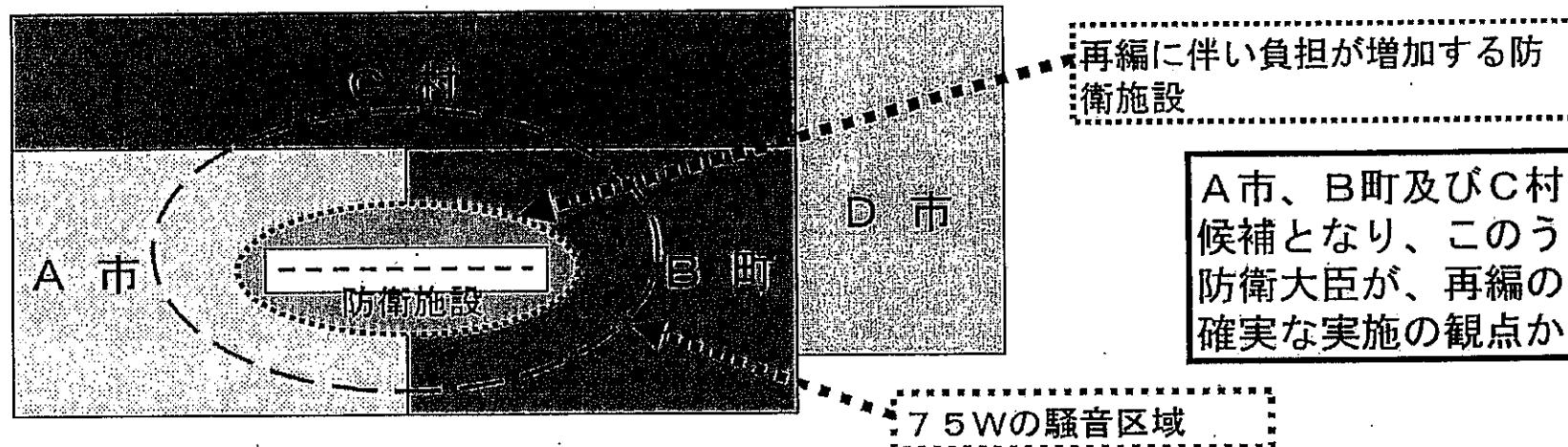
ア 再編交付金の交付対象となる市町村の基準

- ① 再編により負担が増加する防衛施設(注1)が所在する市町村のほか、
② 再編の内容が航空機部隊の移転や航空機の訓練移転の場合には、所在市町村に隣接する市町村及び隣々接市町村までの範囲の市町村のうちから、負担の増加する市町村として、航空機による騒音が一定レベル(75W)以上となる市町村が指定の候補となる(再編の内容が航空機部隊の移転の場合には、航空機の進入直下となる隣接市町村も指定の候補となる。)(資料1参照)。
(以上のうち、下線部分は、政令で規定)

イ 再編関連特定周辺市町村の指定の仕方について

まず、再編に伴い負担が増加する防衛施設(再編関連特定防衛施設)を、関係行政機関の長と協議の上、防衛大臣が指定し、

これを前提として、上記の指定の候補となる市町村のうちから、再編の円滑かつ確実な実施に資すると認める場合(注2)に、防衛大臣が、関係行政機関の長と協議の上、指定する。



(注1)再編に関連する防衛施設ごとに、負担の増加と減少を点数に置き換えて足し引きし、負担がプラスとなった防衛施設を防衛大臣が指定。

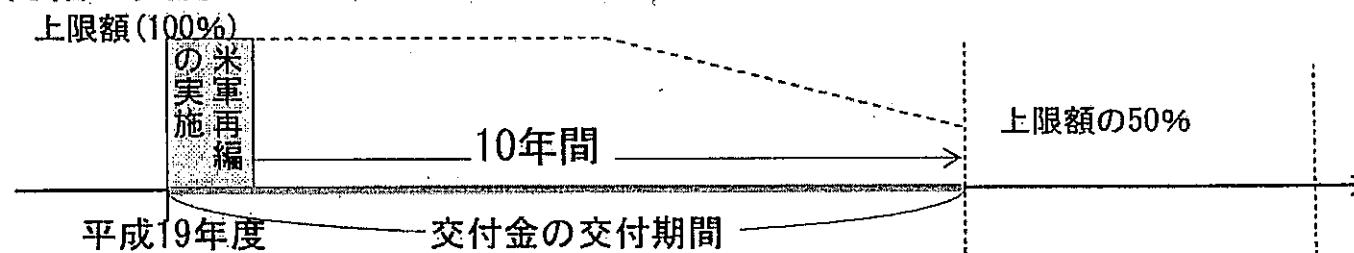
(注2)市町村長が再編に一定の理解を表明し、市町村において当該姿勢を保持している場合が典型的な場合であるが、それに限定されるものではなく、再編の円滑かつ確実な実施に資するか否かという観点から判断。

2 再編交付金の交付の基本的な仕組みについて

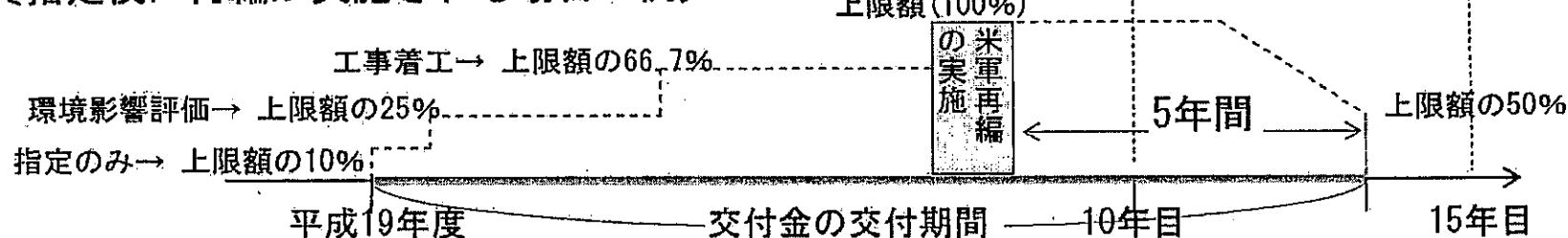
(以下は、政令で規定(進捗率の数値は除く。))

- ア 防衛施設の面積の変化、施設整備の内容、航空機等の数の変化、人員数の変化等を基礎として、交付額を算定し、市町村に対する交付額は、この再編に伴う負担の程度に応じたものとなるようとする。
(これにより、交付期間が当初10年であったものが進捗が遅れて当初の予定を超えた(例えば12年)場合でも、それによって交付額が増えるようなことがないよう措置する。)
- イ 再編が実施された年(訓練移転であれば、訓練が実施されたとき)の翌年度の交付額を交付の上限として、再編の進捗状況に応じて交付額を遞増させる。また、再編の実施後は、経過した期間に応じて交付の終了までの間、交付額を減額させる。
- ウ 再編事業の進捗に支障が生ずる場合には、交付額を減額し、または交付額を零とすることができます。

〔指定時点で再編が実施されている場合の例〕



〔指定後に再編が実施される場合の例〕



③ 交付額の算定の考え方について

(以下は、政令で定められた方針に基づき省令で規定)

ア 再編に伴う負担の増加と減少を、以下の項目ごとに点数付けし、加点と減点の合計で市町村ごとの負担の点数を計算する(資料2参照)。

- ① 防衛施設の面積の変化
- ② 飛行場や港湾等の施設整備の状況
- ③ 航空機・艦船の数や種類の変化、PAC3の配備状況
- ④ 人員数の変化
- ⑤ 訓練のための防衛施設の使用の態様の変化

(なお、1防衛施設に関連市町村が複数あるときは、市町村数も考慮する。)

イ 再編事業の進捗の段階に応じた進捗率を、以下のように設定する。

- ① 再編の受入れ (10%)
- ② 環境影響評価への着手(25%)
- ③ 工事への着工 (66.7%)
- ④ 再編の実施 (100%)

また、再編の実施からの経過した期間に応じて、交付額を段階的に減額させ、交付終了時点で上限額に対して50%となるようにする。

ウ 負担の点数に進捗率を加味した上で、年度ごとの予算の範囲内で交付額を定めて交付する。

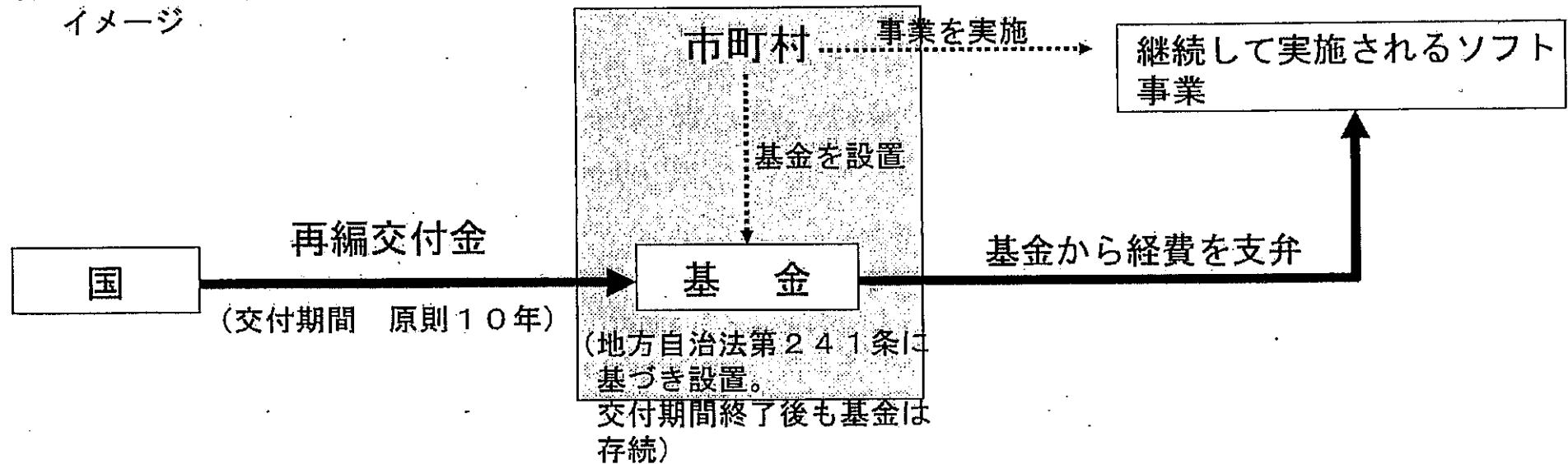
(SACO交付金における交付額を参考として、負担1点当たりの交付の基準となる額を算定し、これに各市町村の負担の点数を乗じて交付額を定める。)

4. 交付に当たっての留意事項について

(以下は、政令で規定)

- ア 二年度以上継続するソフト事業を実施する場合には、同事業が再編交付金の交付期間を超えて行われる可能性も考慮し、爾後に市町村の財政を圧迫することがないよう、同事業を実施する上で必要な金額の基金を設け、基金から支弁することとする。
- イ 助成対象事業を行おうとする地域は、市町村の区域内において、再編により影響を受ける住民の生活の安定に資するよう適切に配慮された地域とする。
- ウ 市町村が毎年度経常的に行っている事業で、再編の円滑な実施に資するよう特別に実施するとはいえないものに、再編交付金を充てることはできないものとする。

(参考) 基金による事業の実施のイメージ



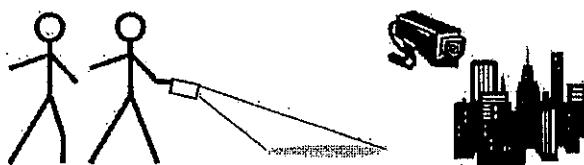
5. 助成対象事業について

(事業の具体的な範囲は、政令で規定)

- 交付金の助成対象事業について、施設整備とソフト事業の双方を念頭において、幅広く規定。

(事業の具体例)

- ① 住民に対する広報に関する事業（米軍再編広報パンフレット、地元説明会の実施）
- ② 国民保護及び防災、住民生活の安全の向上に関する事業（緊急通報システム、防犯カメラ設置）
- ③ 情報通信の高度化に関する事業（住民と行政とのオンライン化推進）
- ④ 教育、スポーツ、文化の振興に関する事業（公民館・図書館の整備、技能教育セミナーの実施）
- ⑤ 福祉の増進及び医療の確保に関する事業（託児所、巡回介護車整備）
- ⑥ 環境衛生の向上、環境の保全に関する事業（ゴミ減量化対策、珊瑚の保護・育成）
- ⑦ 交通の発達・改善に関する事業（コミュニティ・バスの運行、道路整備）
- ⑧ 公園・緑地、良好な景観の形成に関する事業（空港周辺の緑地帯の整備、街路樹の整備、公園整備）
- ⑨ 企業の育成及び発展等を図る事業（地場特産品開発支援などの事業）
- ⑩ その他生活環境の整備に関する事業で防衛大臣が定めて告示するもの



⑥ 今後の予定等

- 在日米軍再編特措法上、公布の日(5月30日)から3月を超えない範囲の政令で定める日(8月29日)から施行することとしている。
- 7月13日(金)からパブリック・コメントを実施(30日)。
(パブリック・コメントについては、行政手続法上、国と地方公共団体との関係を規定するもの、又は国の行政機関の組織に係るもの、法律により設置された法人の組織及び運営に関するものは、パブリック・コメントを要しないこととされており、政令案に関しては、公共事業の特例のうちの漁港(水産業共同組合)及び港湾(港湾局)に係る部分のみ実施)
- 8月11日 パブリック・コメント終了(提出された意見なし)
- 8月15日 施行令の閣議決定
- 8月29日 法律及び関連政省令の施行
- 在日米軍再編特措法の施行後、速やかに、関係行政機関と協議の上、再編関連特定防衛施設及び再編関連特定周辺市町村を防衛大臣が指定。
- 再編関連特定周辺市町村の指定後、各市町村に対して交付予算額を内示し、市町村から、事業の申請の受け付けを開始。

指定の候補となる防衛施設及び市町村

再編交付金の交付の対象となる防衛施設及び市町村については、駐留軍等再編特措法の施行後、その時点の状況を踏まえ、同法及び関連政省令の規定に基づき、関係行政機関の長と協議の上、防衛大臣が指定することとなる。

防衛施設	市町村
キャンプ・シュワブ	名護市 宜野座村
キャンプ・ハンセン	金武町 宜野座村 恩納村
新たな防衛施設	浦添市
キャンプ座間	座間市 相模原市
車力通信所	つがる市
横田飛行場	福生市 羽村市 武藏村山市 立川市 昭島市 瑞穂町
岩国飛行場	岩国市 和木町 大竹市 周防大島町
鹿屋飛行場	鹿屋市

防衛施設	市町村
千歳飛行場	千歳市 苫小牧市
三沢飛行場	三沢市 東北町
百里飛行場	小美玉市 鉢田市 行方市 茨城町 かすみがうら市
小松飛行場	小松市 加賀市 能美市 川北町
築城飛行場	行橋市 みやこ町 築上町
新田原飛行場	西都市 新富町 高鍋町 宮崎市
横須賀海軍施設	横須賀市

○今後、再編事業として明確化されるもの

防衛施設	市町村
嘉手納飛行場以南返還関係	今後具体化
空母艦載機着陸訓練施設	今後具体化

負担の点数・市町村按分点数表

1 負担の点数

(1) 整備等点数関係

面積点数	施設整備点数	部隊点数
<p>防衛施設面積の変動に応じた配点</p> <ul style="list-style-type: none"> ・100ha以上の減 : -1.0点 ・100ha未満の減 : -0.5点 ・10ha未満の減 : -0.1点 ・面積増減なし : 0点 ・10ha未満の増 : 0.1点 ・100ha未満の増 : 0.5点 ・100ha以上の増 : 1.0点 	<p>防衛施設における建物その他の工作物の態様に応じた配点</p> <ul style="list-style-type: none"> ・飛行場施設又は港湾施設である防衛施設を廃止する場合 : -1.0点 ・その他の防衛施設を廃止する場合 : -0.5点 ・整備なし : 0点 ・他の防衛施設に所在する部隊又は機関が訓練するための工作物の整備 : 0.1点 ・部隊又は機関の編成又配置の変更のための工作物の整備（以下のものを除く） : 0.5点 ・部隊又は機関の編成又配置の変更のための港湾又は飛行場の整備で大規模でないもの : 1.0点 ・部隊又は機関の編成又配置の変更のための港湾又は飛行場の整備で大規模なもの : 3.0点 <p>※大規模とは、埋立による土地の形質変更を伴うもので500m以上の岸壁又は、2本以上の滑走路の整備をいう。</p>	<p>部隊等の人員の変動に応じた配点</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2,500人以上の減 : -1.5点 ・2,500人未満の減 : -1.0点 ・1,000人未満の減 : -0.5点 ・250人未満の減 : -0.1点 ・人員増減なし : 0点 ・250人以上の増 : 0.1点 ・1,000人未満の増 : 0.5点 ・2,500人未満の増 : 1.0点 ・2,500人以上の増 : 1.5点 ・駐留軍のアメリカ合衆国への移転のための減少で人員数が特定できない場合 : -0.5点

(2) 装備訓練点数関係

装備点数 配備装備の変化に応じた配点	訓練等点数 移転訓練内容に応じた配点
・装備に変化なし : 0点	所在する航空機を保有する部隊又は機関の使用の減少(沖縄) : -7.5点
・航空機の81機以上の減 : -5.0点	所在する航空機を保有する部隊又は機関の使用の減少(本土) : -0.75点
・航空機の80機以下の減 : -4.0点	使用的態様の変化なし : 0点
・航空機の40機以下の減 : -3.0点	他の防衛施設に所在するジェット発動機を主たる動力とする航空機を保有しない部隊又は機関の新たな使用 : 1.0点
・航空機の20機以下の減 : -2.0点	他の防衛施設に所在するジェット発動機を主たる動力とする航空機を保有する部隊又は機関の新たな使用 : 1.5点
・航空機の10機以下の減 : -1.0点	
・航空機の10機以下の増 : 1.0点	
・航空機の20機以下の増 : 2.0点	
・航空機の40機以下の増 : 3.0点	
・航空機の80機以下の増 : 4.0点	
・航空機の81機以上の増 : 5.0点	
・艦船の原子力船への変更 : 2.0点	
・PAC 3 の配備 : 2.0点	
※航空機の過半数がターボジェット発動機を主たる動力とする航空機の場合は点数を1.5倍する。	※航空機の訓練移転においては、日米合意等による訓練上限日数が定められている場合には、上限日数に応じて修正した点数
※PAC 3 の配備は、19年度に沖縄に配備されたものに限る。	<ul style="list-style-type: none"> ・28日以下 : 1.35点 (1.5 × 0.9) ・42日以下 : 1.425点 (1.5 × 0.95) ・43日以上 : 1.5点 (修正なし)

(3) 市町村数による加点

○整備等点数 =

$$(面積点数 + 施設整備点数 + 部隊点数) \times [1 + (\text{防衛施設が所在する市町村数} - 1) \times 1/5]$$

○装備訓練点数 =

$$(\text{装備点数} + \text{訓練点数}) \times [1 + (\text{防衛施設が所在する市町村数} - 1) \times 1/5 + A]$$

※Aは、防衛施設が所在する市町村以外の市町村数が1又は2の場合は0.15、3以上の場合は0.3とする。

2 市町村按分点数

(1) 整備等按分点数

次の基礎点及び調整点の計が各市町村毎の当該再編における整備等按分点数となる。

基礎点	調整点
<p>市町村内の対象防衛施設面積に応じた配点</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 10ha未満 : 0.1点 ・ 100ha未満 : 0.5点 ・ 1000ha未満 : 1点 ・ 2000ha未満 : 2点 ・ 2000ha以上 : 3点 	<p>施設整備の場所等防衛施設の面積以外の事情を踏まえ市町村間の配点に配慮し基礎点に加算</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 当該再編で配分できる調整点の合計は、対象市町村数×1点の範囲内

(2) 装備訓練按分点数

次の基礎点及び調整点の計が各市町村毎の当該再編における装備訓練点数となる。

基礎点	調整点
<p>市町村毎に次の公式で得られた値に応じた配点</p> $\text{防衛施設面積} + \frac{90W\text{区域面積}}{3} + \frac{75W\text{区域面積}}{100}$ <p>※各面積は各市町村内における面積</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 10未満 : 0.1点 ・ 100未満 : 0.5点 ・ 1000未満 : 1点 ・ 2000未満 : 2点 ・ 2000以上 : 3点 	<p>訓練移転の状況等防衛施設の面積以外の事情を踏まえ市町村間の配点に配慮し基礎点に加算</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 当該再編で配分できる調整点の合計は、対象市町村数×1点の範囲内

(注) 面積の補正係数: W値が95以上となる区域（第3種区域）が防衛施設の周辺地域に設定されることから、防衛施設のW値を9.5と見なし、W値は航空機騒音のエネルギーが同じであれば、値が5違えば騒音の発生回数としては約3倍違い、値が20違えば騒音の発生回数としては100倍違うことを踏まえ決定した。

駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法

平成 19 年 8 月

駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法

平成十七年八月一八日現在

法 律

政 令

省 令

駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法施行法

平成十九年五月三十日
法律第六十七号

平成十九年八月二十日
政令第一二〇六十八号

平成十九年八月二十九日
防衛省令第十一号

(目的) 第一条 この法律は、駐留軍等の再編を実現する」とが、我が國全体として防衛施設の近隣住民の負担を軽減する上で極めて重要である」とと並んで、「我が國の平和及び安全の維持に資するとともに、我が國全体として防衛施設の近隣住民の負担を軽減する上に、駐留軍等の再編による住民の生活の安定に及ぼす影响の増加に配慮する」とが必要と認められる防衛施設の周辺地域における住民の生活の利便性の向上及び産業の振興並びに

当該周辺地域を含む地域の一体的な発展に寄与するための特別の措置を講じ、併せて駐留軍の使用に供する施設及び区域が集中する沖縄県の住民の負担を軽減するとの観点から特に重要な意義を有する駐留軍のアメリカ合衆国への移転を促進するための国際協力銀行の業務の特例及びこれに対する政府による財政上の措置の特例等を定め、もって駐留軍等の再編の円滑な実施に資することとする。

(定義) 第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるものとする。
一 駐留軍　日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約に基づいて日本国にあるアメリカ合衆国の軍隊をいう。

二 駐留軍等の再編　平成十八年五月一日にワシントンで開催された日米安全保障協議委員会において承認された駐留軍又は自衛隊の部隊又は機関の編成、配置又は運用の態様の変更（当該変更が航空機（回転翼航空機を除く）を保有する部隊の編成又は配置の変更である場合にあっては、当該航空機を搭載し、当該部隊と一緒に行動する艦船の部隊の編成又は配置の変更を含む。）をいう。
三 防衛施設　日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定（第九条第一項第五号において「日米地位協定」という。）第一項の施設及び区域並びに自衛隊の施設（これらの設置又は設定が予定されている地域又は水域を含む。）をいう。

内閣は、駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法（平成十九年法律第六十七号）第五条第一項、第六条、第七条第一項第一号（同上第四項において準用する場合を含む。）、第十一条第一項及び第二項、第十五条第六項並びに第十六条第一項第一号の規定並びに同法第十九条第五項において準用する国際協力銀行法（平成十一年法律第三十二十五号）第四十四条第七項の規定に基づき、駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法を実施するため、この政令を制定する。

田次 第一章 再編関連特定周辺市町村に係る措置（第一条～第五条）
第一章 再編関連振興特別地域に係る措置
第一節 再編関連振興特別地域の指定等（第六条～第七条）
第二節 駐留軍等再編関連振興会議（第八条～第十条）
第三章 國際協力銀行の業務の特例（第十一条～第十四条）

駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法（平成十九年法律第六十七号）及び駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法施行令（平成十九年政令第一二〇六十八号）の規定に基づき、駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法施行規則を次のとおり定める。

田次 第一章 再編関連特定周辺市町村の範囲（第一条～第十二条）
第二章 再編交付金（第十三条～第十四条）
附則

(基本理念等)
第三条 駐留軍等の再編の実施に当たつては、「これを迅速かつ一
体的に実施するため必要となる措置が適切に講せられ、我が
国を含む国際社会の安全保障環境の変化に的確に対応し得るよ
う配慮されなければならぬ。」

2 駐留軍等の再編の実施に当たつては、「これに關係する防衛施
設の周辺地域の住民の福祉の向上に寄与するための措置が適切
に講せられ、駐留軍等の再編に対する幅広い国民の理解が得ら
れるよう配慮されなければならない。」

3 関係行政機関の長は、駐留軍等の再編の円滑かつ確實な実現
のため、「この法律に基づく措置その他の措置を実施するに當た
つては、相互に密接な連携を図りながら協力しなければならない。」

第二章 再編関連特定防衛施設の指定

第四条 防衛大臣は、駐留軍等の再編に当たり、次の各号に掲げ
る事由のいずれかに該当し、又は該当すると見込まれる防衛施
設であつて、当該事由によるその周辺地域における住民の生活
の安定に及ぼす影響の増加に配慮する」と必要と認められる
ものを再編関連特定防衛施設として指定する」とがである。

1 駐留軍等の再編として、駐留軍若しくは自衛隊の部隊若し
くは機関の編成が変更され、又はそれらが新たに配置される
こと。
2 あいかじめ、関係行政機関の長と協議するものとする。
3 防衛大臣は、第一項の規定による指定をしておいたときは、その旨
を直報で公示するものとする。

(再編関連特定周辺市町村に係る措置)

第五条 防衛大臣は、再編関連特定防衛施設の周辺地域をその区域
とする市町村(政令で定めるものとする)に於ける、その前
条第一項各号に掲げる事由による当該再編関連特定防衛施設
の周辺地域における住民の生活の安定に及ぼす影響の増加の程
度及びその範囲を考慮し、当該市町村において再編関連特別事
業(公共用の施設の整備その他の住民の生活の利便性の向上及
び産業の振興に寄与する事業であつて、政令で定めるものをい
う。次条において同じ。)を(以下「当該再編関連特定防衛施
設における駐留軍等の再編の円滑かつ確実な実施に資するため
必要あると認めるときは、当該市町村を再編関連特定周辺市
町村として指定する」とがである。)

2 前条第一項及び第三項の規定によつて、前項の規定に准用する。
3 本規定の適用する事由に當たつては、(再編関連特定周辺市町村の指
定)

第一章 再編関連特定周辺市町村に係る措置

(再編関連特定周辺市町村の範囲)

第一条 駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法(以下
「法」とこう。)第五条第一項に規定する政令で定める範囲内の
市町村は、次に掲げる市町村とする。

一 再編関連特定防衛施設が所在する市町村
二 再編関連特定防衛施設に係る駐留軍等の再編が航空機を保
有する駐留軍又は自衛隊の部隊又は機関の編成、配置又は運
用の態様の変更である場合にあつては、前項の市町村に隣接す
る市町村及び当該隣接する市町村に隣接する市町村

第二条 法第五条第一項に規定する政令で定める事業は、次に掲
げる事業とする。

一 住民に対する広報に関する事業
二 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する
法律(平成十六年法律第四十一号)第一條第三項に規定する國
民の保護のための措置に関する事業

三 防災に関する事業

四 住民の生活の安全の向上に関する事業

五 情報通信の高度化に関する事業

六 教育、スポーツ及び文化の振興に関する事業

七 福祉の増進及び医療の確保に関する事業

八 環境衛生の向上に関する事業

九 交通の発達及び改善に関する事業

十 公園及び緑地の整備に関する事業

十一 環境の保全に関する事業

十二 良好な景観の形成に関する事業

十三 企業の育成及び発展並びにその経営の向上を図る事業

十四 前各号に掲げるもののほか、生息環境の整備に関する事 業で防衛施設庁長官が定めて告示するもの

[必報に応じ別途定める]

第一章 再編関連特定周辺市町村の範囲

(再編関連特定周辺市町村の範囲)

第一条 駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法施行
令(以下「令」とこう。)第一條第一号に掲げる市町村は、そ
の区域が次に掲げる事由のいずれかに該当するものに限る。

一 駐留軍等の再編が駐留軍又は自衛隊の部隊又は機関の編
成又は配置の変更である場合にあつては、当該駐留軍等の
再編により次のいずれかに該当する。」と。
イ 再編関連特定防衛施設における駐留軍又は自衛隊の部
隊又は機関が保有する航空機(以下「駐留軍機等」とい
う。)の離陸、着陸等による生ずると見込まれる音響の
影響度として次条に規定する算定方法により算定した値
が七十五以上の地域となる。」と。(再編関連特定防衛施
設が所在する市町村に隣接する市町村に限る。)

ロ 計器進入路の直下となる」と。(再編関連特定防衛施
設が所在する市町村に隣接する市町村に限る。)

一 駐留軍等の再編が駐留軍又は自衛隊の部隊又は機関の運
用の態様の変更である場合にあつては、駐留軍等の再編の
円滑な実施に関する特別措置法(以下「法」とこう。)第四
条第一項の規定による指定の際にその指定を受けた再
編関連特定防衛施設に係る防衛施設周辺の生活環境の整備
等に関する法律(昭和四十九年法律第一百一号。以下「防衛
施設周辺環境整備法」とこう。)第四条に規定する区域の
指定に際して防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法
律施行規則(昭和四十九年総理府令第四十三号。以下「防
衛施設周辺環境整備法施行規則」とこう。)第一二二条に規定
する算定方法により算定した値が七十五以上の地域であ
る。)

2 前項の算定方法に對して、次の各号に掲げる記述について
は、当該各号に定めたものによる。

一 (B)(A) 一ロの間の駐留軍機等の離陸、着陸等の実施に
よつて生ずると見込まれる音響のそれぞれの最大値がパワ
ー平均して得た値

二 一ロの間の駐留軍機等の離陸、着陸等の実施によ
生ずると見込まれる音響のつか、午前零時直後から午前七
時までの間に発生するものの回数をN₁、午前七時直後から
午後七時までの間に発生するものの回数をN₂、午後七時直
後から午後十時までの間に発生するものの回数をN₃及び

(音響の影響度の算定方法)

第一條 再編関連特定防衛施設の周辺地域における駐留軍機等 の離陸、着陸等により生ずると見込まれる音響の影響度の算 定方法は、次のとおりとする。

(B)(A) + 10 log N - 27

前項の算定方法に對して、次の各号に掲げる記述について
は、当該各号に定めたものによる。

一 (B)(A) 一ロの間の駐留軍機等の離陸、着陸等の実施に
よつて生ずると見込まれる音響のそれぞれの最大値がパワ
ー平均して得た値

二 一ロの間の駐留軍機等の離陸、着陸等の実施によ
生ずると見込まれる音響のつか、午前零時直後から午前七
時までの間に発生するものの回数をN₁、午前七時直後から
午後七時までの間に発生するものの回数をN₂、午後七時直
後から午後十時までの間に発生するものの回数をN₃及び

(再編交付金)

第六条 国は、予算の範囲内において、政令で定めるところにより、再編関連特定周辺市町村に係る再編関連特定防衛施設における駐留軍等の再編による住民の生活の安定に及ぼす影響の増加の程度及びその範囲を考慮し、当該駐留軍等の再編の実施に向けた措置の進捗状況及びその実施が終了した期間に応じ、当該再編関連特定周辺市町村に対し、再編関連特別事業に係る経費に充てるため、再編交付金を交付することができる。

(再編交付金の交付)

第四条 再編交付金は、交付初年度（再編関連特定周辺市町村に對する再編交付金の交付を開始する年度をいう。次項及び第三項において同じ。）から交付終了年度（法施行第二条第一項に規定する日又は同条第二項に規定する交付終了日の到来により再編関連特定周辺市町村に対する再編交付金の交付を終了する年度をいう。次項及び第五項において同じ。）までの間ににおいて、次項から第六項までの規定により防衛大臣が算定した各年度の交付の限度額（以下「年度交付限度額」といふ。）の範囲内で、交付することができる。

2

交付初年度から交付終了年度までの間の年度交付限度額の合計額は、次に掲げる事項を基礎として、防衛省令で定めるところにより、駐留軍等の再編による住民の生活の安定に及ぼす影響の増加の程度及びその範囲に応じたものとなるようとするものとする。

一 駐留軍等の再編による再編関連特定防衛施設その他の防衛施設で当該再編関連特定周辺市町村に所在するもの（以下この項において「関係防衛施設」といふ。）の面積の変化

二 駐留軍等の再編による関係防衛施設の建物その他の工作物の設置の態様の変化

三 駐留軍等の再編による関係防衛施設に所在する駐留軍又は種類の変化

四 駐留軍等の再編による関係防衛施設に所在する駐留軍又は自衛隊の部隊又は機関の保有する船舶又は航空機の数又は種類の変化

五 駐留軍等の再編による関係防衛施設に所在する駐留軍又は自衛隊の部隊又は機関の人員数の変化

六 駐留軍等の再編（駐留軍又は自衛隊の部隊の運用の態様の変更に限る。）による関係防衛施設で行われる駐留軍又は自衛隊の部隊の訓練のための使用の態様の変化及びこれによる影響の変化

七 駐留軍等の再編（航空機を保有する駐留軍又は自衛隊の部隊又は機関の構成、配備又は運用の態様の変更に限る。）による駐留軍又は自衛隊の部隊の運用の態様の変化に限る。）による関係防衛施設以外の防衛施設に所在する駐留軍又は自衛隊の部隊又は機関の保有する航空機の数若しくは種類又は飛行経路の変化による影響の変化

八 駐留軍等の再編（航空機を除く。）を保有する駐留軍又は自衛隊の部隊又は機関の構成、配備又は運用の態様の変化に限る。）による関係防衛施設以外の防衛施設で行われる駐留軍又は自衛隊の部隊の訓練のための使用の態様の変化及びこれによる影響の変化

午後十時直後から午後十一時までの間に発生するものの回数を24として、次に掲げる式によつて算出して得た値

$$N^2 + 3N^3 + 10(N+1+N)$$

3 防衛施設の長さは、前項各号の値の算定に当たつては、駐留軍等の再編（航空機を保有する駐留軍又は自衛隊の部隊又は機関の構成、配備又は運用の態様の変更に限る。）が実施される再編関連特定防衛施設とし、当該再編関連特定防衛施設を使用する駐留軍機等の型式、飛行回数、飛行経路、飛行時刻等に關し、年間を通じての標準的な条件を設定し、これに基づいて計算するものとする。

第一章 再編交付金

(定義)

第三条 一の章において、次の各項に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 面積点数 一の駐留軍等の再編について、法第五条第一項に規定する再編関連特定防衛施設その他の防衛施設の別表第一の上欄に掲げる当該駐留軍等の再編に付する建物その他の工作物の整備の態様の変化に応じ、同表の下欄に掲げる

二 施設整備点数 一の駐留軍等の再編について、対象市町村に所在する再編関連特定防衛施設その他の防衛施設の別表第一の上欄に掲げる当該駐留軍等の再編に付する建物その他の工作物の整備の態様の変化に応じ、同表の下欄に掲げる

三 部隊点数 一の駐留軍等の再編について、対象市町村に所在する再編関連特定防衛施設その他の防衛施設における数値（飛行場施設又は港湾施設を有する防衛施設を廃止する場合にはその数値が0を、その他の防衛施設を廃止する場合にはその数値が0.5を、それそれ減じた数値）を表表第二の上欄に掲げる当該駐留軍等の再編に付する建物その他の工作物の整備の態様の変化に応じ、同表の下欄に掲げる

四 鋸備等点数 一の駐留軍等の再編について、面積点数、施設整備点数及び部隊点数を合算した数値に当該駐留軍等の再編が実施される再編関連特定防衛施設その他の防衛施設に所在する駐留軍又は自衛隊の部隊又は機関の人員数の変化に応じ、同表の下欄に掲げる数値

五 整備等点数 一の駐留軍等の再編について、面積点数、施設整備点数及び部隊点数を合算した数値に当該駐留軍等の再編が実施される再編関連特定防衛施設その他の防衛施設に所在する次に掲げる式によつて算出した数値を乗じて得た

六 1+(当該防衛施設が所在する市町村の数-1)×1/5

七 整備等点数 一の駐留軍等の再編について、面積点数、施設整備点数及び部隊点数を合算した数値に当該駐留軍等の再編が実施される再編関連特定防衛施設その他の防衛施設に所在する次に掲げる式によつて算出した数値を乗じて得た

八 整備等点数 一の駐留軍等の再編について、面積点数、施設整備点数及び部隊点数を合算した数値に当該駐留軍等の再編が実施される再編関連特定防衛施設その他の防衛施設に所在する次に掲げる式によつて算出した数値を乗じて得た

九 整備等点数 一の駐留軍等の再編について、面積点数、施設整備点数及び部隊点数を合算した数値に当該駐留軍等の再編が実施される再編関連特定防衛施設その他の防衛施設に所在する次に掲げる式によつて算出した数値を乗じて得た

十 整備等点数 一の駐留軍等の再編について、面積点数、施設整備点数及び部隊点数を合算した数値に当該駐留軍等の再編が実施される再編関連特定防衛施設その他の防衛施設に所在する次に掲げる式によつて算出した数値を乗じて得た

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）

第二百四十四条（基金）

- 普通地方公共団体は、条例の定めるところにより、特定の目的のために財産を維持し、資金を積み立て、又は定額の資金を運用するための基金を設けることができる。
- 2 基金は、これを前項の条例で定める特定の目的に応じ、及び確実かつ効率的に運用しなければならない。
- 3 第一項の規定により特定の目的のために財産を取得し、又は資金を積み立てたための基金を設けた場合においては、当該目的的ためでなければこれを処分することができない。
- 4 基金の運用から生ずる収益及び基金の管理に要する経費は、それぞれ毎会計年度の歳入歳出予算に計上しなければならない。
- 5 第一項の規定により特定の目的のために定額の資金を運用するための基金を設けた場合においては、普通地方公共団体の長は、毎会計年度、その運用の状況を示す書類を作成し、これを監査委員の審査に付し、その意見を付けて、第二百三十三条第五項の書類と併せて議会に提出しなければならない。
- 6 前項の規定による意見の決定は、監査委員の合議によるものとする。
- 7 基金の管理については、基金に属する財産の種類に応じ、収入若しくは支出の手続、歳計現金の出納若しくは保管、公有財産若しくは物品の管理若しくは処分又は債権の管理の例による。
- 8 第二項から前項までに定めるもののほか、基金の管理及び処分に關し必要な事項は、条例でこれを定めなければならない。

九 他に当該再編関連特定防衛施設について指定された再編関連特定周辺市町村における駐留軍等の再編による住民の生活の安定に及ぼす影響の割合

三 支付初年度から再編実施交付年度（四月一日において現に再編関連特定防衛施設に係る駐留軍等の再編が実施されている最初の年度をいい、法第四条第一項の規定による再編関連特定防衛施設の指定に際して現に当該再編関連特定防衛施設に係る駐留軍等の再編が実施されている場合には、当該指定がされた年度とする。次項において同じ。）までの間の年度交付限度額は、防衛省令で定めるところにより、再編関連特定防衛施設における駐留軍等の再編の実施に向けた環境影響評価法（平成九年法律第八十一号）第二条第十項に規定する環境影響評価、施設整備の工事その他の措置の進捗状況に応じて次項に規定する最高限度額に至るまで遞増させるものとする。〔省令第四条を参照〕

4 再編実施交付年度及び再編実施交付年度後の四年以内の防衛省令で定める期間にある年度の年度交付限度額は、防衛省令で定めるところにより算定した額（次項において「最高限度額」という。）とする。

5 前項の規定により年度交付限度額が最高限度額とされる年度の翌年度から交付終了年度までの間の年度交付限度額は、防衛省令で定めるところにより、その経過した期間に応じて最高限度額から遞減させるものとする。〔省令第三条十三条を参照〕

6 防衛大臣は、駐留軍等の再編の実施に向けた措置の進捗に支障が生じた場合において、第一項及び第三項の規定により年度交付限度額を定めることが適当でないと認めるときは、これらに規定にかかるらず、防衛省令で定めるところにより、年度交付限度額を減額し、又は零とすることができる。

〔省令第三条十五号を参照〕

（再編交付金の交付に必要な措置）

第五条 再編関連特定周辺市町村の長は、第二条に規定する事業として、二年度以上にわたり継続する事業（施設又は設備の設置の事業を除く。）を行おうとする場合には、当該事業に係る最初の再編交付金の交付の申請に当たり、当該事業について、次に掲げる事項を記載した計画を防衛大臣に提出しなければならない。

2 事業の目的及び内容

3 事業に要する経費の総額

4 前項に規定する事業を行おうとする場合には、当該事業に要する経費の総額を支弁するために必要な額の地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第114回111条の基金を設けなければならない。

六 衛施設の当該対象市町村に係る面積に応じ、同表の下欄に掲げる数値

点数に応じて按分して得た数値

装備点数 整備等点数 整備等点数を「れに係る整備等按分

七 当該駐留軍等の再編が実施される再編関連特定防衛施設その他他の防衛施設が所在する市町村、第一条第一号に掲げる要件に該当する市町村又は当該駐留軍等の再編に係る法律第四条第一項の規定による指定の際現に当該防衛施設に係る防衛施設周辺環境整備法第四条に規定する区域の指定に際して防衛施設周辺環境整備法施行規則第一條に規定する市町村に隣接するものに限る。〔以下この条に於いて「装備訓練関係市町村」といふ。〕となる別表第五の上欄に掲げる当該駐留軍等の再編による当該防衛施設に所在する駐留軍若しくは自衛隊の部隊若しくは機関の保有する艦船若しくは航空機の数若しくは種類の変化又は当該防衛施設に所在する駐留軍若しくは自衛隊の部隊への弾道ミサイルを破壊するためのミサイルを搭載した車両の配備に応じ、同表の下欄に掲げる数値（当該航空機の過半数がターボプロップ式発動機を有するものである場合に付し、やの数値に）に一・五を乗じて得た数値

八 訓練点数 一の駐留軍等の再編について、対象市町村が装備訓練関係市町村となる別表第六の上欄に掲げる当該防衛施設における駐留軍又は自衛隊の部隊の訓練のための使用の態様の変化に応じ、同表の下欄に掲げる数値

装備訓練点数 一の駐留軍等の再編について、装備点数及び訓練点数を合算した数値に当該駐留軍等の再編が実施される再編関連特定防衛施設その他の防衛施設に係る次に掲げる点に応じて算出した数値を乗じて得た数値

九 一十（当該防衛施設が所在する市町村の数）×一／五+A 及び訓練点数を合算した数値に当該駐留軍等の再編が実施される再編関連特定防衛施設その他の防衛施設に係る次に掲げる点に応じて算出した数値を乗じて得た数値

一〇 一の駐留軍等の再編について、装備点数及び訓練点数を合算した数値に当該駐留軍等の再編が実施される再編関連特定防衛施設その他の防衛施設に係る次に掲げる点に応じて算出した数値を乗じて得た数値

一一 一の駐留軍等の再編について、当該駐留軍等の再編に係る当該防衛施設が所在する市町村を除く装備訓練関係市町村の数が、一又は二である場合にあつては〇・一五、一又は二である場合にあつては〇・三を表すものとす

一二 装備訓練按分点数 一の駐留軍等の再編について、対象市町村との別表第11の上欄に掲げる対象市町村に係る次に掲げる式によつて算出した数値に係る区分に応じ、同表の下欄に掲げる数値

一三 一ノロ／3+G／100

第三章 再編関連振興特別地域に係る措置

第一節 再編関連振興特別地域の指定

第七条 防衛大臣は、都道府県知事の申請により、駐留軍等再編関連振興会議の議に基づき、再編関連特定周辺市町村の区域及びこれに隣接する市町村の区域（自然的経済的社会的条件からみて当該再編関連特定周辺市町村の区域と一体としてその振興を図る必要があると認定されるものに限る。）からなる地域であつて、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当するものを再編関連振興特別地域として指定することができる。

一 駐留軍等の再編による当該再編関連特定周辺市町村の区域に対する影響が著しくものとして政令で定める場合（以下「該当」といふ。又は該当すると見込まれるものとし、当該再編関連特定周辺市町村に係る再編関連特定防衛施設における駐留軍等の再編の実施が確定を実施に資するため特に必要であると認められるものとし、当該地域の振興を図ることとし、当該再編関連特定周辺市町村に係る再編関連特定防衛施設における駐留軍等の再編の実施が確定を実施に資するため特に必要であると認められるものとし、当該地域の振興を図ることとする。

二 前項の規定は、再編関連振興特別地域の範囲を適用する場合について準用する。

- 1 都道府県知事は、前項の申出をしおうとするときは、あらかじめ、再編関連特定周辺市町村その他関係する市町村の長の意見を聽かなければならぬ。
- 2 前項の規定は、再編関連振興特別地域の範囲を適用する場合について準用する。
- 3 防衛大臣は、第一項の規定による指定をしたときは、その旨を面報で公示するものとする。
- 4 前項の規定は、再編関連振興特別地域の範囲を適用する場合について準用する。

第二節 再編関連振興特別地域整備計画

（再編関連振興特別地域整備計画の決定及び実施）

第八条 都道府県知事は、前条第一項の規定による指定があつたときは、再編関連振興特別地域の整備に関する計画（以下「再編関連振興特別地域整備計画」といふ。）を作成し、防衛大臣に提出するものとする。

- 1 都道府県知事は、前項の再編関連振興特別地域整備計画の案を作成しよといふときは、再編関連振興特別地域に含まれる区域をその区域とする市町村の長の意見を聽かなければならぬ。
- 2 防衛大臣は、駐留軍等再編関連振興会議の議に基づき、再編関連振興特別地域整備計画を決定する。
- 3 防衛大臣は、駐留軍等再編関連振興会議の議に基づき、再編関連振興特別地域整備計画を決定する。
- 4 防衛大臣は、再編関連振興特別地域整備計画を決定したときは、その案を提出した都道府県知事にその旨を通知するものとする。
- 5 前各項の規定は、再編関連振興特別地域整備計画を変更する場合について準用する。

3 第一項に規定する事業は、前項の基金からの経費の支弁の終了をもつて終了するものとしなければならない。

4 第一項の申請に係る再編交付金の交付があったときは、再編関連特定周辺市町村の長は、速やかに同項の計画を公表しなければならない。

第二章 再編関連振興特別地域に係る措置

第一節 再編関連振興特別地域の指定等

（再編関連特定周辺市町村に対する着しい影響の基準）

第六条 法第七条第一項第一号（同条第四項において準用する場合を含む。）に規定する政令で定める場合は、次の各号に掲げる要件のうちも該当する場合（以下「該當」といふ。）。

- 1 法第四条第一項第一号に掲げる事由により、再編関連振興特別地域として指定すべき地域における再編関連特定防衛施設その他の防衛施設に所在する駐留軍又は自衛隊の部隊又は機関が保有する航空機の数が四十機を超えて増加する。
- 2 特別地域として指定すべき地域における再編関連特定防衛施設その他の防衛施設に係る防衛施設周辺環境整備法施行規則第一条に規定する算定方法により算定した値が七十以上となる地域又は当該駐留軍等の再編に係る法第四条第一項の規定による指定の際現に当該駐留軍等の再編が実施される再編関連特定防衛施設その他の防衛施設に係る防衛施設周辺環境整備法第四条に規定する区域の指定に際して防衛施設周辺環境整備法施行規則第一条に規定する算定方法により算定した値が九十以上となる地域の面積をヘクタールで表した数値が二〇を越えて増加する。
- 3 対象市町村に係る再編関連特定防衛施設における駐留軍機等の離陸、着陸等により生ずると見込まれる音響の影響度として第二条に規定する算定方法により算定した値が九十以上となる地域又は当該駐留軍等の再編に係る法第四条第一項の規定による指定の際現に当該駐留軍等の再編が実施される再編関連特定防衛施設その他の防衛施設に係る防衛施設周辺環境整備法第四条に規定する区域の指定に際して防衛施設周辺環境整備法施行規則第一条に規定する算定方法により算定した値が七十以上となると見込まれる音響の影響度として第一条に規定する算定方法により算定した値が七十以上となる地域又は当該駐留軍等の再編に係る法第四条第一項の規定による指定の際現に当該駐留軍等の再編が実施される再編関連特定防衛施設その他の防衛施設に係る防衛施設周辺環境整備法第四条に規定する区域の指定に際して防衛施設周辺環境整備法施行規則第一条に規定する算定方法により算定した値が七十以上である地域の面積をヘクタールで表した数値が二〇を越えて増加する。
- 4 計画進捗率（別表第八の中欄に掲げる再編関連特定防衛施設に係る駐留軍等の再編の実施に向けた措置の法第四条第一項の規定による指定の日折し日は当該指定の日の属する年箇後の一箇年度、一箇年度の実施状況の既得又は該年度から起算した期間に応じ、同表の下欄に掲げる割合とした数値）

この式において、a、b、c及びdは、それぞれ次の数値を表すものとする。

a 市町村に係る当該駐留軍等の再編が実施される再編関連特定防衛施設その他の防衛施設の当該駐留軍等の再編について法第四条第一項の規定による

指定が行われた年度の四月一日現在の面積をヘクタールで表した数値

b 対象市町村に係る再編関連特定防衛施設における駐留軍機等の離陸、着陸等により生ずると見込まれる音響の影響度として第二条に規定する算定方法により算定した値が九十以上となる地域又は当該駐留軍等の再編に係る法第四条第一項の規定による指定の際現に当該駐留軍等の再編が実施される再編関連特定防衛施設その他の防衛施設に係る防衛施設周辺環境整備法第四条に規定する区域の指定に際して防衛施設周辺環境整備法施行規則第一条に規定する算定方法により算定した値が七十以上となると見込まれる音響の影響度として第一条に規定する算定方法により算定した値が七十以上となる地域の面積をヘクタールで表した数値が二〇を越えて増加する。

c 対象市町村に係る再編関連特定防衛施設における駐留軍機等の離陸、着陸等により生ずると見込まれる音響の影響度として第一条に規定する算定方法により算定した値が七十以上である地域の面積をヘクタールで表した数値からa及びbを減じた数値

(再編関連振興特別地域整備計画の内容等)

第九条 再編関連振興特別地域整備計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 再編関連振興特別地域の整備に関する事項

二 基幹的な交通施設の整備に関する事項

三 産業の振興に関する事項

四 生活環境の整備に関する事項

(田代地位置定第二条第一項の施設及び区域に係る土地で駐留軍から返還されたもの並びに返還される予定のものをいう。)が所在する場合には、その利用の促進に関する事項

六 前各号に掲げるもののほか、再編関連振興特別地域の整備に必要な事項

再編関連振興特別地域整備計画は、他の法令の規定による地域振興又は社会資本の整備に関する計画と調和が保たれたものでなければならない。

第三節 事業の実施等

(事業の実施)

第十一条 再編関連振興特別地域整備計画に基づく事業は、この法律に定めるもののほか、当該事業に関する法令の規定に従い、国、地方公共団体その他の者が実施するものとする。

(国の負担又は補助の割合の特例等)

第十二条 再編関連振興特別地域整備計画に基づく事業は、「この法律に定めるもののほか、当該事業に関する法令の規定に従い、国、地方公共団体その他の者が実施するものとする。」

(国 の 負 担 又 は 補 助 の 部 分 の 特 別 等)
第七十条 法第十一条第一項に規定する政令で定める事業は、次に掲げる事業とする。

地 壴 改 良

一 法別表一の項に規定する土地改良事業のうち、土地改良法(昭和二十四年法律第二百九十五号)第一条第一項第一号及び第一号に掲げる事業であつて、駐留軍等の再編による生鮮魚その他の農畜産物の需要の増加又は生産に対する影響を考慮して当該農畜産物の適正な供給の観点から速やかに実施する」とが必要なもの

一 法別表一の項に規定する基本施設又は輸送施設若しくは漁港施設用地の修築であつて、駐留軍等の再編による生鮮魚その他の水産物の需要の増加若しくは生産に対する影響を考慮して当該水産物の適正な供給の観点から速やかに整備することが必要なもの又は再編関連特定防衛施設若しくはその周辺地域において駐留軍若しくは自衛隊の活動に伴い災害が発生した場合において円滑な避難若しくは緊急輸送を確保するため駐留軍等の再編に伴い速やかに整備することが必要なもの

二 法別表三の項に規定する水域施設等の建設及び改良であつて、再編関連特定防衛施設への人員の移動若しくは物資の輸送若しくは当該再編関連特定防衛施設からの人員の移動若しくは物資の輸送のための交通量の増加を考慮して円滑な交通の確保の観点から速やかに整備することが必要なもの又は再編関連特定防衛施設若しくはその周辺地域において駐留軍若しくは自衛隊の活動に伴い災害が発生した場合において円滑な避難若しくは緊急輸送を確保するため駐留軍等の再編に伴い速やかに整備することが必要なものとして、それぞれ国土交通大臣が定めて示す基準に適合するもの

三 法別表四の項に規定する道路の新設及び改築であつて、再編関連特別地域が沖縄県の区域以外の区域に含まれる場合においては、その定めるところによる。

四 法別表四の項に規定する道路の新設及び改築であつて、再編関連特定防衛施設への人員の移動若しくは物資の輸送若しくは当該再編関連特定防衛施設からの人員の移動の額を超過する割合とする。ただし、再編関連振興特別地域が沖縄県の区域に含まれる場合にあっては、沖縄振興特別措置法(平成十四年法律第十四号。これに基づく命令を含む。)の例により、再編

十四 計画点数 一 の駐留軍等の再編につれて、再編点数に

年度の計画進捗率を乗じて得た数値を交付終了年度(令第四条第一項に規定する交付終了年度をいう。以下同じ。)までの年度の計画進捗率の合計で除して得た数値

十五 交付点数 年度の再編関連特定周辺市町村に係るすべての駐留軍等の再編に係る計画点数を合算した数値(当該再編関連特定周辺市町村の長が当該再編関連特定周辺市町村に係る駐留軍等の再編について、当該年度の当該駐留軍等の再編の実施に向けた措置の円滑かつ確実な実施の妨げとはならないが、次に掲げるいずれかの事由を当該駐留軍等の再編の実施に必要な条件として主張しており、防衛施設庁長官が翌年度以降の当該駐留軍等の再編の実施に向けた措置に支障を及ぼすとそれがあると認めるときは、その数値に二分の一を乗じて得た数値)(計画進捗率が十分の一の年度においては零)

十六 付金等をいう。次号において同じ。)の交付。

イ 当該駐留軍等の再編の内容の変更

ロ 当該駐留軍等の再編の効果を損なう再編関連特定防衛施設の使用に係る協定の締結

ハ 法、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和三十年法律第二百七十九号)その他の法令の趣旨に適合しない國の補助金等(同法第一条规定第一項に規定する補助金等をいう。次号において同じ。)の交付。

二 イからハまでに掲げるもののほか、國が実施する」とが困難な事項

三 基本配分額 当該年度の交付点数に乘じることにより、年度交付限度額(令第四条第一項に規定する年度交付限度額をいう。次号において同じ。)を算定するものとして、防衛施設における駐留軍又は自衛隊の部隊又は機関の編成、配置又は運用の態様の変更が当該防衛施設の周辺地域における住民の生活の安定に及ぼす影響の増加を考慮して交付される他の補助金等の交付の事例を勘案して、最初に法第五条第一項の規定による指定を行つとき防衛大臣が定める額

四 基本配分額に当該年度のすべての交付の対象たる再編

五 基本配分額に当該年度のすべての交付の対象たる再編

六 基本配分額に当該年度のすべての交付の対象たる再編

七 基本配分額に当該年度のすべての交付の対象たる再編

八 基本配分額に当該年度のすべての交付の対象たる再編

九 基本配分額に当該年度のすべての交付の対象たる再編

十 基本配分額に当該年度のすべての交付の対象たる再編

十一 基本配分額に当該年度のすべての交付の対象たる再編

十二 基本配分額に当該年度のすべての交付の対象たる再編

十三 基本配分額に当該年度のすべての交付の対象たる再編

十四 基本配分額に当該年度のすべての交付の対象たる再編

十五 基本配分額に当該年度のすべての交付の対象たる再編

十六 基本配分額に当該年度のすべての交付の対象たる再編

十七 基本配分額に当該年度のすべての交付の対象たる再編

十八 基本配分額に当該年度のすべての交付の対象たる再編

十九 基本配分額に当該年度のすべての交付の対象たる再編

二十 基本配分額に当該年度のすべての交付の対象たる再編

二十一 基本配分額に当該年度のすべての交付の対象たる再編

二十二 基本配分額に当該年度のすべての交付の対象たる再編

二十三 基本配分額に当該年度のすべての交付の対象たる再編

二十四 基本配分額に当該年度のすべての交付の対象たる再編

二十五 基本配分額に当該年度のすべての交付の対象たる再編

二十六 基本配分額に当該年度のすべての交付の対象たる再編

二十七 基本配分額に当該年度のすべての交付の対象たる再編

二十八 基本配分額に当該年度のすべての交付の対象たる再編

二十九 基本配分額に当該年度のすべての交付の対象たる再編

三十 基本配分額に当該年度のすべての交付の対象たる再編

三十ー 基本配分額に当該年度のすべての交付の対象たる再編

三十ニ 基本配分額に当該年度のすべての交付の対象たる再編

2 國は、再編関連振興特別地域整備計画に基づく事業のつゆ、別表に掲げる事業で駐留軍等の再編による他の地域社会への影響の内容及び程度を考慮して速やかに実施する」とが必要なものとして政令で定めるものに要する経費に充てたため政令で定める交付金を交付する場合においては、政令で定めたとおり、当該経費について前項の規定を適用したとある。國が負担し、又は補助する」となる割合を参照して、当該交付金の額を算定するものとする。

3 國は、前一項に規定する事業のはか、再編関連振興特別地域整備計画に基づく事業で政令で定まるものに要する経費について、地方公共団体その他の者に対して、予算の範囲内で、その全部又は一部を補助する」ことがである。

(地方債についての配慮)

第十二条 地方公共団体が再編関連振興特別地域整備計画に基づいて行う事業に要する経費に充てるために起じる地方債については、國は、地方公共団体の財政状況が許す限り起債ができるよう、及び資金事情が許す限り財政融資資金をもって引き受け、再編関連振興特別地域整備計画に基づく事業を実施する者に対して、財政上及び金融上の措置を講ずるよう努めなければならない。

(財政上及び金融上の措置)

第十三条 國は、前二条に定めるもののほか、再編関連振興特別地域整備計画を達成するために必要があると認めることは、再編関連振興特別地域整備計画に基づく事業を実施する者に対して、

(第四節 駐留軍等再編関連振興会議)

(駐留軍等再編関連振興会議の設置及び所掌事務等)

といふ)を置く。

2 会議は、次に掲げる事務をつかさどり。
1 再編関連振興特別地域に関する、第七条第一項(同条第四項において準用する場合を含む。)に規定する事項を処理するに
じて。

3 再編関連振興特別地域整備計画に関する事項を処理すること。

4 会議は、前二項に掲げるものほか、再編関連振興特別地域の整備に関する重要な事項を調査審議するとして。
5 再編関連振興特別地域整備計画に定められた事項を所掌する
關係行政機關の長は、当該事項の達成状況について、毎年度、会議に報告しなければならない。

五 法別表五の項に規定する水道施設の新設及び増設であつて、駐留軍等の再編による水の需要の増加を考慮して適正な給水の観点から速やかに整備する」とが必要なもの

六 法別表六の項に規定する公共下水道又は流域下水道の設置及び改築(下水道法施行令(昭和三十四年政令第百四十七号))に規定するものに限る)において、駐留軍等の再編による下水の量の増加又は水質に及ぼす影響を考慮して適正な下水の排除又は処理の観点から速やかに整備する」とが必要なものとして国土交通大臣が定めて告示する基準に適合するもの

七 法別表七の項に規定する建物の新築、増築及び改築又は施設の整備であつて、駐留軍等の再編による災害若しくは生徒の数の増加を考慮して円滑な教育の実施の観点から速やかに整備する」とが必要なもの又は再編関連特定防衛施設若しくはその周辺地域において駐留軍若しくは自衛隊の活動に伴い災害が発生した場合において円滑な避難を確保するため駐留軍等の再編に速やかに整備する」とが必要なもの

八 法別表五の項に規定する水道施設の新設及び増設であつて、駐留軍等の再編による水の需要の増加を考慮して適正な給水の観点から速やかに整備する」とが必要なもの

九 法別表六の項に規定する公共下水道又は流域下水道の設置及び改築(下水道法施行令(昭和三十四年政令第百四十七号))に規定するものに限る)において、駐留軍等の再編による下水の量の増加又は水質に及ぼす影響を考慮して適正な下水の排除又は処理の観点から速やかに整備する」とが必要なものとして国土交通大臣が定めて告示する基準に適合するもの

十 法別表七の項に規定する建物の新築、増築及び改築又は施設の整備であつて、駐留軍等の再編による災害若しくは生徒の数の増加を考慮して円滑な教育の実施の観点から速やかに整備する」とが必要なもの又は再編関連特定防衛施設若しくはその周辺地域において駐留軍若しくは自衛隊の活動に伴い災害が発生した場合において円滑な避難を確保するため駐留軍等の再編に速やかに整備する」とが必要なもの

十一 法第十一条第一項に規定する政令で定める事業は、前項第七号に掲げる事業とし、同条第一項の政令で定める交付金は、義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律(昭和三十二年法律第八十一号)第十一条第一項に規定する交付金とする。

十二 法第十一条第一項の規定により算定する交付金の額は、第一項第七号に掲げる事業に要する経費に対する通常の國の交付金の額に、当該経費について同条第一項の規定を適用したとするならば國が負担し、又は補助する」とにより算定した額を加算する方法により算定するものとする。ただし、再編関連振興特別地域が沖縄県の区域に含まれる場合にあつては、沖縄振興特別措置法施行令(平成二十四年政令第百一号)の例による。

十三 [必要に応じて別途定める] [別途定める]

三 再編交付金の額の算定は、駐留軍等の再編として、一の駐留軍又は自衛隊の部隊又は機関の編成又は配置の変更が「以上の再編関連特定防衛施設にわたつて行われる場合にあっては、前該二以上の再編関連特定防衛施設を「の再編関連特定防衛施設とみなして行つるものとする。

四 再編交付金の額の算定は、駐留軍等の再編が実施される再編以外の事由により減少する場合には、その減少後の区域を基礎として行うものとする。

五 再編交付金の額の算定に当たつては、算定に用いる数値に小数点以下五位未満の端数があるときは、その数値を四捨五入するものとし、算定した額に千円未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てとする」とする。

六 (不可分な変化に係る点数)
第五条 第三条第一号に規定する変化が他の駐留軍等の再編によるものと不可分である場合にあつては、それぞれの駐留軍等の再編に係る面積点数は、当該変化を「の駐留軍等の再編によるものとみなして算定した数値をそれぞれの駐留軍等の再編に係る部隊点数により按分した数値」とする。

七 前項の規定は、第三条第一号に規定する変化について準用する。」の場合において「面積点数」とあるのは、「施設整備点数」と読み替えるものとする。

(再編点数の調整)
第八条 対象市町村の再編点数に負数のものがある場合には、当該対象市町村の再編点数は、当該負数の再編点数が消滅するまで当該対象市町村の正数の再編点数のうち最も大きいものから順次に相殺する。

(按分点数の調整)
第九条 防衛施設庁長は、対象市町村に係る駐留軍等の再編による住民の生活の取扱い及び影響の増加について、特別な事情があるときは、当該駐留軍等の再編について整備等点数のある対象市町村の数に相当する数値を限度として、当該特別な事情がある対象市町村の整備等按分点数に数値を加算する」とができる。この場合にあっては、当該特別な事情がある対象市町村が二以上あるときは、それぞれの整備等按分点数に加算する数値を合算した数値は、その限度とする数値を超えないものとする。

二 前項の規定は、整備訓練按分点数について準用する。この場合において「整備等点数」とあるのは、「整備訓練点数」と、整備等按分点数とあるのは、「整備訓練按分点数」と読み替えるものとする。

法 律

政 令

告 告

(会議の組織等)

第十五条 会議は、議長及び第四項各項に掲げる議員をもつて組織する。

議長は、防衛大臣をもつて充てる。

議長は、会議の議事を整理する。

議員は、次に掲げる者をもつて充てる。

総務大臣

外務大臣

財務大臣

文部科学大臣

厚生労働大臣

農林水産大臣

経済産業大臣

国土交通大臣

環境大臣

内閣官房長官

十一 内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第九条第一項に規定する特命担当大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者

5 会議は、前条第一項第一号に規定する事項については、再編

関連振興特別地域整備計画に定めるべき事項を所管する大臣で

ある議員の賛成がなければ、議決することができない。

6 前各項に定めるもののほか、会議の組織及び運営に関する必要な事項は、
政令で定める。

(会議の幹事)

第十八条 会議に幹事を置く。

幹事は、関係行政機関の職員のうちから防衛大臣が任命する。

幹事は、会議の所掌事務について、議長及び議員を補佐するものとする。

幹事は、非常勤とする。

第二節 駐留軍等再編関連振興会議

(会議の幹事)

第八条 会議に幹事を置く。

幹事は、防衛大臣が任命する。

幹事は、会議の所掌事務について、議長及び議員を補佐するものとする。

幹事は、非常勤とする。

(点数等の修正)

第八条 駐留軍等の再編の内容のいかに特定できなかつた事項を特定した場合又は第三条各項に掲げる数値若しくは割合の算定の基礎となる事項に変更がある場合には、それらの数値又は割合は、当該特定又は変更に応じて修正するものとする。

前項の数値の修正が再編実施交付年度以前であつて、再編点数が減少する場合には、当該修正を行つた年度以後の計画点数は、修正した再編点数から当該年度前のすべての年度の計画点数を減じて得た数値に当該年度以後の年度の計画進捗率を乗じて得た数値を当該修正を行つた年度から当該駐留軍等の再編に係る交付終了年度までの年度の計画進捗率の合計で除した数値とする。

前項の場合において、上限終了年度の計画点数が、上限終了年度の計画点数を超えていたときは、その超える分を当該翌年度の翌年度から交付終了年度までの計画点数に均等に分割して加算するものとする。

前項の規定は、同項の規定により加算した計画点数が、上限終了年度の計画進捗率の合計で除した数値とする。

4 前項の場合において、上限終了年度の計画点数が、上限終了年度の計画点数を超えていたときは、その超える分を当該翌年度の翌年度から交付終了年度までの計画点数に均等に分割して加算するものとする。

前項の規定は、同項の規定により加算した計画点数が、上限終了年度の計画進捗率の合計で除した数値とする。

5 前項の場合は、次に掲げる事業とし、

一 住宅の賃貸に関する事業

二 電源の開発及び電気の供給に関する事業

三 水源の開発及び水の供給に関する事業

四 下水の排除及び処理に関する事業

五 廃棄物の収集及び処理に関する事業

六 前各号の事業の用に供する施設の整備及び管理に関する事業

7 (金融機関)

第十二条 法第十六条第一項第一号に規定する政令で定める金融機関は、長期信用銀行法（昭和二十七年法律第一百八十七号）に規定する長期信用銀行、信用金庫、全国を地区とする信用金庫及

一 合会、農林中央金庫及び商工組合中央金庫並びに保険会社及び農業協同組合法（昭和二十一年法律第三十二号）第十条第一項第一号の事業を行つ全国の区域を地区とする農業協同組合連合会とする。

二 前二号の業務に関連して必要な調査を行つこと。

三 前三号の業務に附帯する業務を行つこと。

4 (駐留軍移転促進事業)

第十三条 法第十六条第一項第一号に規定する政令で定める事業

一 駐留軍のアーリカ合衆国への移転を促進するために必要なものとして政令で定めるものといふ。

二 駐留軍移転促進事業（駐留軍等の再編に伴いアメリカ合衆国において実施される事業で駐留軍のアーリカ合衆国への移転を促進するために必要なものとして政令で定めるものといふ。次号において同じ。）に係る資金の貸付け、当該資金に係る金融機関（銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）に規定する銀行その他の政令で定めるものに限る。）の貸付債権の譲受ける銀行その他の政令で定めるものに限る。）の貸付債権の譲受け、当該資金に係る債務の保証、当該資金を調達するために発行された債券の取得又は当該債券に係る債務の保証を行うこと。

二 駐留軍移転促進事業に係る資金の出資をすること。

三 前二号の業務に関連して必要な調査を行つこと。

四 前三号の業務に附帯する業務を行つこと。

2 國際協力銀行法第十五條第一項及び第一項の規定は、駐留軍再編促進金融業務について、適用しない。

(国際協力銀行による貸付け及び出資の制限)

第十七条 國際協力銀行は、前条第一項第一号の資金の貸付けに係る業務であつて無利子のものについては、第二十一条の規定による政府からの無利子の貸付けを受けた金額を超えて、これを行つてはならない。

2 國際協力銀行は、前条第一項第一号の業務については、政府から駐留軍再編促進金融業務に係る資金に充てるべきものとして国際協力銀行法第五条第一項の規定による出資があつた額を超えて、「これを行つてはならない」。

(区分整理)

第十八条 國際協力銀行は、駐留軍再編促進金融業務に係る経理については、その他の業務に係る経理と区分し、特別の勘定(以下「駐留軍再編促進金融勘定」と云ふ)を設けて整理しなければならない。

(利益及び損失の処理並びに国庫納付金)

第十九条 國際協力銀行は、毎事業年度、駐留軍再編促進金融勘定の損益計算において利益を生じたときは、前事業年度から積立金として、駐留軍再編促進金融勘定に係る資本金の額(第十九条第一項の規定により読み替えて適用する國際協力銀行法第五条に規定する資本金のうち、駐留軍再編促進金融勘定に区分された額をいう。以下同じ。)と同額に達するまでは、積み立てなければならない。

2 國際協力銀行は、毎事業年度、駐留軍再編促進金融勘定の損益計算において損失を生じたときは、前項の規定による積立金を減額して整理し、なお不足があるときは、その不足額は、繰越欠損金として整理しなければならない。

3 第一項の積立金は、駐留軍再編促進金融勘定において生じた損失の補てんに充てる場合を除いては、取り崩してはならない。國際協力銀行は、第一項の規定による残余の額から同項の規定により積立金として積み立てた額を控除した残額を、翌事業年度の五月三十一日までに国庫に納付しなければならない。

4 國際協力銀行法第四十四条第六項及び第七項の規定は、前項の規定による国庫納付金について準用する。

(国庫納付金の計算)

第十三条 國際協力銀行が法第十九条第四項の規定により国庫に納付すべき金額の計算の基礎となるべき駐留軍再編促進金融勘定における毎事業年度の損益計算上の利益金の額は、当該事業年度の第一号に掲げる益金の合計額から当該事業年度の第一号に掲げる損金の合計額を差し引いた金額とする。

一 益金

貸付金利息
保証料
有価証券利息
受取配当金
有価証券売却益及び有価証券償還益

出資金処分益
預け金利息
受入雑利息
受入手数料
外国為替益

貸倒等引当金からの戻入れ

雜益
法第二十二条第一項の規定により読み替えて適用する國際協力銀行法第四十八条に規定する政府からの交付金

動産不動産売却益その他特別利益

損金
借入金利息
支払手数料
有価証券売却損及び有価証券償還損

出資金処分損
支払雑利息
外国為替損
事務費

税金
動産不動産減価償却費

有価証券償却
貸付金償却
出資金償却
貸倒等引当金への繰入れ

動産不動産売却損、動産不動産除却損その他特別損失

(交付点数の調整)

第九条 最初の法第五条第一項の規定による指定の後に指定する再編開運特定周辺市町村に係る当該再編開運特定周辺市町村の指定の年度又はその翌年度の交付点数について、防衛施設庁長官は、当該再編開運特定周辺市町村の指定の時期その他の事情を勘案し、必要と認めるときは、これを減じ、又は増加することがである。

2 防衛施設庁長官は、法第五条第一項の規定による指定の時期その他の事情により第四条の規定による難こと認めるときは、同項の規定による指定の年度の交付点数の全部又は一部を翌年度に繰り越す」とがである。

3 防衛施設庁長官は、法第五条第一項の規定による指定の後に、当該再編開運特定周辺市町村に係る駐留軍等の再編の実施に向けた措置の進捗に反対が生じた場合に於て、前条までに規定するといふにより再編交付金の額を認める」とが適当でないと認める段階の事情があるときは、当該再編開運特定周辺市町村の交付点数を減じ、又は零とすることとする。

(市町村の合併に係る配慮)

第十条 市町村の合併により、対象市町村の数が減少した場合には、第三条から前条までの規定にかかるかわらず、「これにより交付点数が減少する」とのないよう配慮するものとする。

附 則

(施行期日)

第一条 この省令は、法の施行の日(平成十九年八月二十九日)から施行する。

(防衛施設庁組織規則の一部改正)

第二条 防衛施設庁組織規則(平成十三年内閣府令第五号)の一部を次のように改正する。

附則第二条の次に次の二条を加える。

(防衛施設庁総務部会計課の所掌事務の特例)

第二条の二 防衛施設庁総務部会計課は、第五条各号に掲げる事務のほか、駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法(平成十九年法律第六十七号。以下「駐留軍再編特別措置法」という。)第四章の規定が効力を有する間、駐

留軍再編特別措置法第十六条第一項の規定による駐留軍再編特別措置法による資金の貸付け及び出資並びに駐留軍再編特別措置法第十一条第一項の規定により読み替えて適用する國際協力銀行法(平成十一年法律第二十五号)四十八条の規定による交付金の交付(当該駐留軍再編促進金融業務に要する費用に係る部分に限る。以下同じ。)に該する事務をつかむ。

適用する國際協力銀行法(平成十一年法律第二十五号)四十八条の規定による交付金の交付(当該駐留軍再編促進金融業務に要する費用に係る部分に限る。以下同じ。)に該する事務をつかむ。

(借入金等の限度額)

第二十一条 第二十二条第一項の規定により読み替えて適用する国際協力銀行法第四十五条第一項の規定による駐留軍再編促進金融勘定における借入金の現在額は、駐留軍再編促進金融勘定に係る資本金の額及び前条第一項の積立金の額の合計額に政令で定める倍数を乗じて得た額（次項において「借入金の限度額」という。）を超えることとなつてはならない。

第二十二条 第十六条第一項の規定による資金の貸付け、貸付債権の譲受け及び債券の取得の現在額、資金に係る債務の保証及び債券に係る債務の保証の現在額並びに出資の現在額の合計額は、駐留軍再編促進金融勘定に係る資本金の額、前条第一項の積立金の額及び借入金の限度額の合計額を超えることとなつてはならない。

い。

(政府からの資金の貸付け)

第二十一条 政府は、予算の範囲内において、国際協力銀行に対し、国際協力銀行法第五条第二項の規定による出資に代えて駐留軍再編促進金融業務に係る資金を無利子で貸し付ける」とができる。

(政府からの資金の貸付け等)

第二十二条 駐留軍再編促進金融業務が行われる場合には、次の表の上欄に掲げる国際協力銀行法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。
2 駐留軍再編促進金融業務及び駐留軍再編促進金融勘定に関する事項については、国際協力銀行法第十条第五項並びに第五十三条の二第一項及び第二項並びに前項の規定により読み替えて適用する同法第十四条第二項第一号、第五十二条、第五十三条第一項及び第五十九条第七号に規定する主務大臣は、財務大臣及び防衛大臣とする。

(駐留軍再編促進金融勘定の廃止)

第二十三条 国際協力銀行は、駐留軍再編促進金融業務を終えたときは、駐留軍再編促進金融勘定を廃止するものとする。
2 国際協力銀行は、駐留軍再編促進金融勘定の廃止の際、駐留軍再編促進金融勘定に残余財産があるときは、当該残余財産の額を国庫に納付しなければならない。
3 国際協力銀行は、第一項の規定により駐留軍再編促進金融勘定を廃止したときは、その廃止の時ににおける駐留軍再編促進金融勘定に係る資本金の額により資本金を減少するものとする。

2

国際協力銀行は、前項第一号に掲げる出資金処分損の額、同号又に掲げる有価証券償却の額、同号ルに掲げる貸付金償却の額、同号ヲに掲げる出資金償却の額、同号力に掲げる雜損の額及び同号ヨに掲げる動産不動産売却損、動産不動産除却損その他の特別損失の額の計算については、財務大臣の承認を受けなければならない。

第三 国際協力銀行は、第一項第一号イに掲げる貸付金利息のうち未収貸付金利息の額、同項第一号リに掲げる動産不動産減価償却費の額及び同号フに掲げる貯蓄等引当金への繰入れの額について、財務大臣の定めるところにより算出しなければならない。

い。

(国際協力銀行法施行令の適用)

第十四条 駐留軍再編促進金融業務が行われる場合には、国際協力銀行法施行令（平成十一年政令第二百六十六号）第九条第二項中「海外経済協力勘定」とあるのは「海外経済協力勘定及び駐留軍再編促進金融勘定（駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法）」といふ。第十八条に規定する駐留軍再編促進金融勘定をいう。」と、同令第十三条中「第四十四条第五項」とあるのは「第四十四条第五項及び駐留軍再編特別措置法第十九条第四項」と、同令第三十条及び第三十一条第二項中「法」とあるのは「駐留軍再編特別措置法第二十二条第一項の規定により読み替えて適用する法」とする。

【必要に応じて別途定める】

附則第三条の次に次の二条を加える。
(防衛施設庁施設部施設対策課の所掌事務の特例)
第三条の二 防衛施設庁施設部施設対策課は、第十一条各号に掲げる事務のほか、駐留軍再編特別措置法第六条の規定が効力を有する間、同条の規定による再編交付金の交付に關する事務をつかさどる。

附則第七条の次に次の二条を加える。

(防衛施設局施設部の所掌事務の特例)

第七条の二 防衛施設局施設部は、第三十一条に規定する事務のほか、平成二十一年三月三十一日までの間、駐留軍再編特別措置法第四条第一項の規定による再編関連特定防衛施設の指定及び駐留軍再編特別措置法第五条第一項の規定による再編関連特定周辺市町村の指定、再編関連振興特別地域の指定、再編関連特定周辺市町村の指定、再編関連振興特別地域の指定、再編関連振興特別地域の整備に關する重要事項に係る関係行政機関の事務の連絡調整に関する事務をつかさどる。
2 仙台防衛施設局及び広島防衛施設局の施設部は、第三十一条及び前項に規定する事務のほか、駐留軍再編特別措置法第六条の規定が効力を有する間、同条の規定による再編交付金の交付に關する事務をつかさどる。

(防衛施設局事業部の所掌事務の特例)
第七条の三 防衛施設局事業部は、第三十一条に規定する事務のほか、前条第一項に規定する事務をつかさどる。

3 前二項の規定にかかるわらず、再編交付金に基づく事業で、第一項に規定する日（前項に規定する場合においては、交付終了日。以下この項において同じ。）後に繰り越される再編交付金に係るものについては、第六条の規定は、第一項に規定する日後も、なおその効力を有する。

4 第一項の規定にかかるわらず、再編関連振興特別地域整備計画に基づく事業で、同項に規定する日後に繰り越される国に負担金、補助金又は交付金に係るものについては、第十一条の規定は、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

5 第一項の規定にかかるわらず、第四章の規定は、同項に規定する日後も、当分の間、なおその効力を有する。

（簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律との関係）

第三条 駐留軍再編促進金融業務は、簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律（平成十八年法律第四十七号。以下この条において「行政改革法」という。）第十二条第二項の規定の適用については、国際協力銀行法第二十三条规定する新政策金融機関に承継せらるものとし、当該駐留軍再編促進金融業務については、同条の規定は、適用しない。

（防衛省設置法の一部改正）
第四条 防衛省設置法（昭和二十九年法律第六十四号）の一部を次のように改正する。
附則第一項の表に次のよつて加える。

平成二十九年三月三十一日付
での間

一 駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法（平成十九年法律第二号）第四条第一項の規定による再編関連特定防衛施設の指定及び同法第五条第一項の規定による再編関連特定周辺市町村の指定に関する」と。 二 再編関連振興特別地域（駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法第七条第一項に規定するものをいい。以下同じ。）の指定に関する」と。
--

駐留軍再編特別措置法第六条 同条の規定による再編交付金の交付に関する命令

4 附則中第四項を第五項とし、第三項の次に次の二項を加える。
か、駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法（平成十九年法律第六十七号。以下「駐留軍再編特別措置法」という。）第四章の規定が効力を有する間、駐留軍再編促進金融業務に係る資金の貸付け及び出資並びに駐留軍再編特別措置法第二十二条第一項の規定により読み替えて適用する国際協力銀行法（平成二一年法律第三十五号）第四十八条の規定による交付金の交付（当該駐留軍再編促進金融業務に要する費用に係るものに限る。）に関する事務をいかがむい。

（自衛隊法施行令の一部改正）
第四条 自衛隊法施行令（昭和二十九年政令第百七十九号）の一部を次のように改正する。

8 附則中第八項を第九項とし、第七項の次に次の二項を加える。
8 法第二条第一項に規定する政令で定める防衛省本省の合議制の機関は、第一条第一項に規定するもののほか、駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法（平成十九年法律第六十七号）の規定により置かれる駐留軍等再編関連振興会議とする。

文部科学省
防衛省令第一号
駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法施行令（平成十九年政令第二百六十八号）第七条第三項の規定に基づき、駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法施行令第七条第三項の額の算定に関する命令を次のように定める。
平成十九年八月二十九日

附則

駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法施行令第七条第三項の額の算定に関する命令
駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法施行令第七条第三項の規定により加算する額は、駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法（平成十九年法律第六十七号。以下「法」という。）第十二条第一項の事業に要する経費に対する通常の国の交付金の額は、当該事業につき法別表に掲げる額を当該事業に要する経費に対する通常の国の負担額しくは補助の額又はそれに相当するもので除して得た数から一を割除して得た数を乗じて算出したるものとする。

この命令は、法の施行の日（平成十九年八月二十九日）から施行する。

○防衛省令第十一号
防衛省設置法及び自衛隊法の一部を改正する法律（平成十九年法律第八十号）の施行に伴い、駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法施行規則の一部を改正する省令を次のとおり定める。

平成十九年八月二十九日

駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法施行規則の一部を改正する省令
駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法施行規則（平成十九年防衛省令第二号）の一部を次のように改正する。

「防衛施設庁長官」を「防衛大臣」に改める。

附則
この省令は、防衛省設置法及び自衛隊法の一部を改正する法律の施行の日（平成十九年九月一日）から施行する。

三 再編開拓振興特別地域整備計
画(駐留軍等の再編の円滑な実
施に関する特別措置法第八条に
規定するもの。)の作成
に関するもの。)と。

四 再編開拓振興特別地域の整備
に関する重要な事項に係る関係行
政機関の事務の連絡調整に関する
こと。

駐留軍等の再編の円滑な実施
に関する特別措置法第六条の
規定が効力を有する間

駐留軍等の再編の円滑な実施
に関する特別措置法第四章の
規定が効力を有する間

同法第十六条第一項の規定による
駐留軍再編促進金融業務に係る資
金の貸付け及び出資並びに同法第
二十二条第一項の規定により読み
替えて適用する国際協力銀行法
(平成十一年法律第三十五号)第
四十八条の規定による交付金の交
付(当該駐留軍再編促進金融業務
に要する費用に係るものに限る)
に関するもの。

附則第五項を次のように改める。
(特別の機関の設置の特例)

5 平成二十九年三月三十一日までの間、駐留軍等の再編の円滑
な実施に関する特別措置法の定めるところにより、防衛省本省
に、駐留軍等再編関連振興会議を置く。
附則第六項から第十七項までを削る。
附則第十八項中「ものの外」を「もののほか」に改め、同項
を附則第六項とする。

別表
(第十一条関係)

項	事業の区分	率
一 土地改良	土地改良法(昭和二十九年法律第百九十五号)第十二条第一項に規定 する土地改良事業	十分の五・五
二 渔港	漁港漁場整備法(昭和二十五年法律第二百三十七号)第三条第一号に 掲げる基本施設又は同条第一号に掲げる機能施設のうち輸送施設若 しくは漁港施設用地(公共施設用地に限る)の整備	十分の五・五
三 港湾	港湾法(昭和二十五年法律第二百八十八号)第二条第一項に規定する 重要港湾における同条第五項に規定する港湾施設のうち水域施設、 外郭施設、係留施設又は臨港交通施設(以下「水域施設等」といふ。 の建設及び改良	十分の五・五(港湾法第四 十二条第一項に規定する國 土交通省令で定める小規模 な水域施設、外郭施設又は 係留施設の建設及び改良に あつては、十分の四・五)
四 道路	道路法(昭和二十七年法律第二百八十号)第二条第一項に規定する道 路の新設及び改築	十分の四・五
五 水道	水道法(昭和三十一年法律第七百七十七号)第三条第一項に規定する 水道事業又は同条第四項に規定する水道用水供給事業の用に供する 同条第八項に規定する水道施設の新設及び増設	十分の五・五
六 下水道	下水道法(昭和三十二年法律第七十九号)第二条第三項に掲げる公 共下水道又は同条第四号に掲げる流域下水道の設置及び改築	十分の五・五
七 義務教育施設	義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律(昭和三十三 年法律第八十一号)第二条第一項に規定する義務教育諸学校のうち 公立の小学校、中学校又は中等教育学校の前期課程の同条第二項に 規定する建物の新築、増築及び改築並びに学校給食法(昭和二十九 年法律第一百六十号)第三条第二項に規定する義務教育諸学校のうち 公立の小学校、中学校又は中等教育学校の前期課程の同条第一項に 規定する学校給食の開設に必要な施設の整備	十分の五・五

命令(別表)

命令(別表)

命令(別表)

別表第一(第三条関係)

百へクタール以上の減少	
十へクタール以上百へクタール未満の減少	マイナス一
十へクタール未満の減少	マイナス〇・一
増減なし	零
十へクタール未満の増加	〇・一
百へクタール以上百へクタール未満の増加	〇・一
百へクタール以上の増加	一

別表第一(第三条関係)

別表第一(第三条関係)

一工作物の整備なし	
二他の防衛施設に所在する駐留軍又は自衛隊の部隊が訓練のために新たに使用するための工作物の整備	〇・一
三駐留軍又は自衛隊の部隊又は機関の編成又は配置の変更のための工作物の整備(四の項及び五の項に掲げるものの並びに当該工作物の廃止を除く。)	〇・H
四駐留軍又は自衛隊の部隊又は機関の編成又は配置の変更のための飛行場施設又は港湾施設の整備で大規模でないもの	一
五駐留軍又は自衛隊の部隊又は機関の編成又は配置の変更のための飛行場施設又は港湾施設の整備で大規模なもの	三

別表第二(第三条関係)

別表第二(第三条関係)

備考	この表において「大規模」とは、埋立てによる土地の形質の変更を伴う五百メートル以上の岸壁又は二以上の港走路を整備するものをいう。
一	千五百人以上の減少
二千人以上三千五百人未満の減少	マイナス一・H
二千五百人以上三千人未満の減少	マイナス一
二千五百人未満の減少	マイナス〇・H
二千五百人未満の減少	マイナス〇・一
二千五百人未満の減少	マイナス〇・一
二千五百人未満の増加	〇・一
二千五百人以上三千人未満の増加	〇・H
二千五百人以上の増加	一・H
駐留軍のアメリカ合衆国への移転のための減少(減少する人員数が特定できない場合に限る。)	マイナス〇・H
二十へクタール以上	三

別表第三(第三条関係)

別表第三(第三条関係)

備考	この表において「大規模」とは、埋立てによる土地の形質の変更を伴う五百メートル以上の岸壁又は二以上の港走路を整備するものをいう。
一	千五百人以上の減少
二千人以上三千五百人未満の減少	マイナス一・H
二千五百人以上三千人未満の減少	マイナス一
二千五百人未満の減少	マイナス〇・H
二千五百人未満の減少	マイナス〇・一
二千五百人未満の増加	〇・一
二千五百人以上三千人未満の増加	〇・H
二千五百人以上の増加	一・H
駐留軍のアメリカ合衆国への移転のための減少(減少する人員数が特定できない場合に限る。)	マイナス〇・H
二十へクタール以上	三

別表第四(第三条関係)

別表第四(第三条関係)

十へクタール未満	〇・一
十以上百未満	〇・H
百以上千未満	一
千以上二千未満	二
二千以上	三

別表第五(第三条関係)

別表第五(第三条関係)

備考	他の防衛施設に所在するターボジェット発動機を有する航空機の使用(次に掲げるものを除く。)
一	他の防衛施設に所在する部隊の新たな使用
二	他の防衛施設に所在するターボジェット発動機を有する航空機の使用(次に掲げるものを除く。)
三	他の防衛施設に所在する航空機の新たな使用
四	他の防衛施設に所在する航空機の新たな使用

別表第六(第三条関係)

別表第六(第三条関係)

備考	他の防衛施設に所在する航空機の新たな使用
一	他の防衛施設に所在する部隊の新たな使用
二	他の防衛施設に所在するターボジェット発動機を有する航空機の使用(次に掲げるものを除く。)
三	他の防衛施設に所在する航空機の新たな使用
四	他の防衛施設に所在する航空機の新たな使用

別表第七(第三条関係)

別表第七(第三条関係)

備考	他の防衛施設に所在するターボジェット発動機を有する航空機の新たな使用
一	他の防衛施設に所在する部隊の新たな使用は、千歳飛行場、三沢飛行場、百里飛行場、小笠原飛行場、築城原飛行場及び新田原飛行場におけるものに限る。
二	他の防衛施設に所在する航空機の新たな使用
三	他の防衛施設に所在する航空機の新たな使用
四	他の防衛施設に所在する航空機の新たな使用

別表第八(第三条関係)

別表第八(第三条関係)

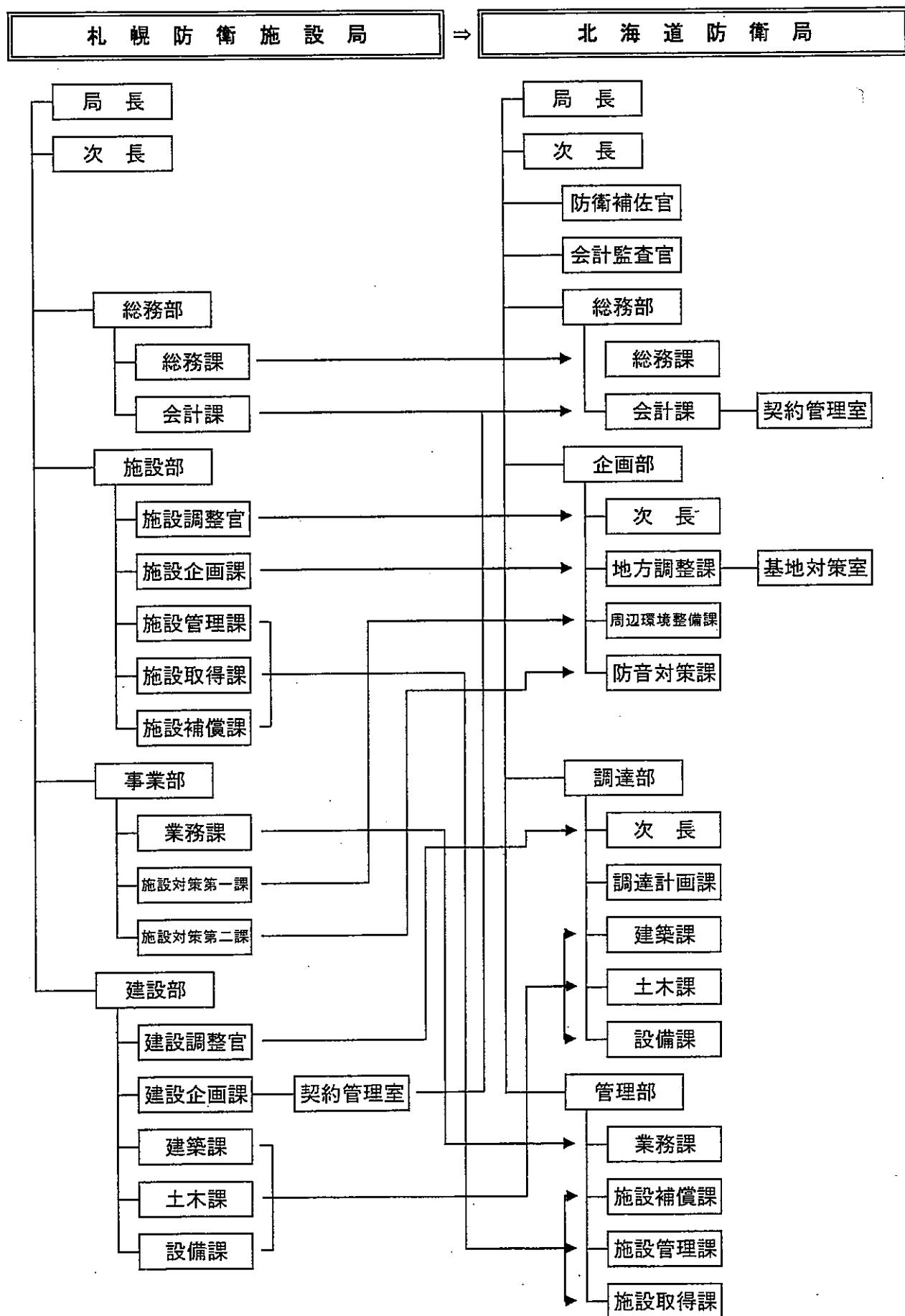
備考	他の防衛施設に所在する航空機の新たな使用
一	他の防衛施設に所在する航空機の新たな使用
二	他の防衛施設に所在する航空機の新たな使用
三	他の防衛施設に所在する航空機の新たな使用
四	他の防衛施設に所在する航空機の新たな使用

別表第九(第九条関係)

別表第九(第九条関係)

備考	他の防衛施設に所在する航空機の新たな使用
一	他の防衛施設に所在する航空機の新たな使用
二	他の防衛施設に所在する航空機の新たな使用
三	他の防衛施設に所在する航空機の新たな使用
四	他の防衛施設に所在する航空機の新たな使用

No.	交付対象事業	参考(政令第二条の交付対象事業の例示)
一	住民に対する広報に関する事業	<ul style="list-style-type: none"> ○ 米軍再編広報事業 広報車等の整備、広報パンフレット作成、説明会開催及びこれに類する事業 ○ 行政活動広報事業 各種行政情報のオンライン提供及びこれに類する事業
二	国民の保護のための措置に関する事業	<ul style="list-style-type: none"> ○ 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(平成16年法律第1112号)第47条第2項の規定による有事関連情報に係るJ-ALE-FTの整備、同法第99条の規定による緊急通報システムの整備、国民保護計画の策定に関する調査研究(避難誘導のシミュレーション等)、国民保護訓練の実施、住民用防毒マスクの整備、市町村の医療機関における特殊医薬品の調達、備蓄倉庫等の整備及びこれに類する事業
三	防災に関する事業	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地域防災事業 有線ラジオ放送、無線施設、サイレン警報施設、防火水槽、消火栓、火災報知器、可搬式消防ポンプ、消防自動車、パトロール車、食糧備蓄倉庫等の整備、防災パトロール、防災教育啓発、防災訓練及びこれに類する事業
四	住民の生活の安全の向上に関する事業	<ul style="list-style-type: none"> ○ 生活安全事業 緊急通報システム、防犯カメラの設置、パトロール車の整備、防犯パトロール、防犯教育啓発及びこれに類する事業
五	情報通信の高度化に関する事業	<ul style="list-style-type: none"> ○ 行政の情報化推進事業 住民・事業者からの申請、照会の受付、公文書の発給等のインターネットの利用又は専用端末の設置によるオンライン化、行政機関内部の情報通信ネットワークの整備及びこれに類する事業 ○ 高度情報通信ネットワーク形成事業 光ファイバーネットの整備、高度情報通信ネットワーク形成に関する調査研究及びこれに類する事業
六	教育・スポーツ及び文化の振興に関する事業	<ul style="list-style-type: none"> ○ 教育・スポーツ及び文化関連施設整備事業 学校及び各種学校、屋外運動場、公民館、図書館、地方歴史資料館等の整備及びこれに類する事業 ○ 伝統・芸術その他の文化の保護、継承事業 祭り、伝統行事や文化財の保護及びこれに類する事業 ○ 地域資源利用魅力向上事業 観光プロモーション、地域の文化・情報交流活動の実施及びこれに類する事業 ○ 観光資源開発事業 観光資源調査、体験型地域滞在、観光客のニーズ把握及びこれに類する事業 ○ 地域おこし事業 まちづくりコンセプトやイメージアップ戦略策定、地域おこし事業及びこれに類する事業 ○ イベント支援事業 音楽会、ミュージカル、スポーツ大会及びこれに類する事業 ○ 住民参加活動支援事業 NPO等、コミュニティ活動の拠点づくり、町内会活動支援、ボランティア活動支援及びこれに類する事業 ○ 人材育成事業 各種研修の情報提供、各種研究会開催、専門学校・大学等への進学や留学、研修機関における研究の受講のための奨学金制度の設置、姉妹都市との交流会開催及びこれに類する事業
七	福祉の増進及び医療の確保に関する事業	<ul style="list-style-type: none"> ○ 福祉サービス提供事業 老人福祉施設、保育園、託児所等の整備、インターネットによる福祉サービス情報の提供・地域の福祉施設に係る情報提供及びこれに類する事業 ○ 老人福祉事業 ホームヘルパー派遣、老人参加イベント開催、バリアフリー推進及びこれに類する事業 ○ 障害者福祉事業：デイサービス、バリアフリー推進及びこれに類する事業 ○ 育児支援事業：育児カウンセリング、育児の援助に係る助成及びこれに類する事業 ○ 保育事業：児童館における活動及びこれに類する事業 ○ 医療体制向上事業 病院、診療所、保健所、母子健康センター、救急車、巡回診療車の整備及びこれに類する事業
八	環境衛生の向上に関する事業	<ul style="list-style-type: none"> ○ 環境衛生事業 上水道、火葬場等の整備、防疫、除染及びこれに類する事業
九	交通の発達及び改善に関する事業	<ul style="list-style-type: none"> ○ 交通関係事業 市町村道、除雪車、橋梁、街路灯、歩道橋、ガードレール、渡船施設、歩道、交通案内表示・システム等の整備、交通安全講習会開催及びこれに類する事業 ○ 地域内移動網運営事業 地域内巡回バス等の運行、駐輪対策及びこれに類する事業
十	公園及び緑地の整備に関する事業	<ul style="list-style-type: none"> ○ 公園・緑地整備事業 都市公園、緑地帯の整備及びこれに類する事業
十一	環境の保全に関する事業	<ul style="list-style-type: none"> ○ 環境保全事業 一般廃棄物処理施設、ゴミ収集車、し尿処理収集車、下水道、排水路、公衆便所、道路清掃車、リサイクル施設、農地保全施設(防風施設等)等の整備、ゴミ減量化対策(地域住民が購入する生ごみ処理機への補助等)、希少動植物保護、リサイクル推進、環境保全PR及びこれに類する事業 ○ 地域森林整備事業 植林・間伐等の森林整備、森林の取得及びこれに類する事業 ○ 公害防止事業 土壤汚染状況調査、地域環境影響評価及びこれに類する事業
十二	良好な景観の形成に関する事業	<ul style="list-style-type: none"> ○ 景観整備事業 都市環境設計及びこれに類する事業
十三	企業の育成及び発展並びにその経営の向上を図る事業	<ul style="list-style-type: none"> ○ 産業関連施設整備事業 農業用排水施設、農林水産物の共同貯蔵所又は共同作業所、市場、養魚施設、織物・繭業等地場産業の保護・育成のための施設等の整備及びこれに類する事業 ○ 地場産業振興支援事業 特産品紹介、技術情報の発信、特産品の開発支援、商品の販売促進に係る支援、地場特産品に係る製造技術の実証・導入、地場企業の情報技術導入に係る支援及びこれに類する事業 ○ 地域内就業支援事業 ローターン、ITによる就業支援、地域職業情報の提供、ワンストップサービス提供、情報交流会の開催及びこれに類する事業 ○ 地域の産業の近代化及び活性化事業 農業・畜産業・林業・水産業・加工業及び商業の経営の近代化に係る事業、産業近代化に係る調査、広報及び研修事業 ○ 地域の産業関連技術の振興事業 地域産業関連技術に係る職業訓練施設の整備事業、地域産業関連技術に係る生産・加工技術研究開発事業、産業関連技術振興に係る調査、広報及び研修事業 ○ 公共用施設利用促進支援事業 港湾、空港等の施設の利用促進活動、利用促進のための戦略策定及びこれに類する事業
十四	生活環境の整備に関する事業で衛生施設長官が定めて告示するもの	第一号から第十三号までに該当しない事業であって、住民の生活の利便性の向上及び産業の振興に寄与すると認められる事業

札幌防衛施設局から北海道防衛局への移行

訓練移転に伴う臨時測定予定地点

- 北海道常時測定局
- 苫小牧市常時測定局
- 防衛局への要望地点
- △ 苫小牧市臨時測定予定地点

注: 飛行コースのラインは、AIP 等を基に模式的に引いたもの

⑥新明町5丁目
ひまわり公園

④沼ノ端北5号公園

⑤沼ノ端南7号公園

③勇払9号公園

V30
主に関西方面

V22
主に東京方面

自衛隊機
(計器飛行) A B

